

令和5年度
意匠出願動向調査

－マクロ調査－

令和6年3月

特 許 庁

要 約

要約

第1章 本調査の概要

第1節 本調査の事業目的

我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展に寄与する知的財産関連施策を推進していくためには、知的財産に関する国内外の動向の調査及び分析を継続的に行い、統計情報その他の基礎資料の整備を図る必要がある。

また、製品開発やブランド構築においてデザインが果たす役割への期待が高まる中、我が国企業がグローバル市場を見据えて意匠出願戦略を策定し、実行していくためには、日本国居住者が多くの意匠出願を行っている日米欧中韓の国際的な意匠登録動向を把握しておく必要がある。

そこで、本調査では、主として、①意匠出願先の主要国・地域である日本、米国、欧州連合（EU）、中国、韓国での意匠登録動向¹、②意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく国際登録動向²、③国際的に事業展開し、積極的に意匠登録を行っていると思われる主要企業の意匠登録動向、④各国・地域における意匠政策動向を調査・分析することにより、国際的な意匠登録動向や意匠政策動向を総合的に把握することを目的とする。

この調査は、上記のとおり継続的な調査・分析を行うことが肝要であるところ、同様の調査を直近では令和4年度に実施している。本調査は、最新動向を把握するため、データを更新し、その分析を行うことを主な目的とする。

また、加えて、特許庁における意匠審査・審判業務や意匠関連施策の企画立案における必要性を考慮して、追加の調査項目を設定し、調査・分析することも目的とする。

本調査の結果は、特許庁における意匠審査・審判業務や意匠関連施策の企画立案のための基礎資料とするのみならず、我が国企業が意匠出願戦略やデザイン戦略を策定するための基礎資料として利用することが期待されるものである。

第2節 調査項目

調査項目は以下の5つで構成されている。

- (1) 日本、米国、EU、中国、韓国（以下、「日米欧中韓」という。）の意匠登録動向
- (2) 日本の意匠登録動向
- (3) 意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく国際登録（以下、「国際登録（意匠）」いう。）動向
- (4) 日本市場を含め、国際的に事業展開し、積極的に意匠登録を行っていると思われる海外の主要企業（以下、「グローバル企業」という。）の日米欧中韓の意匠登録動向及び国際登録（意匠）動向
- (5) 各国及び地域における意匠政策動向等

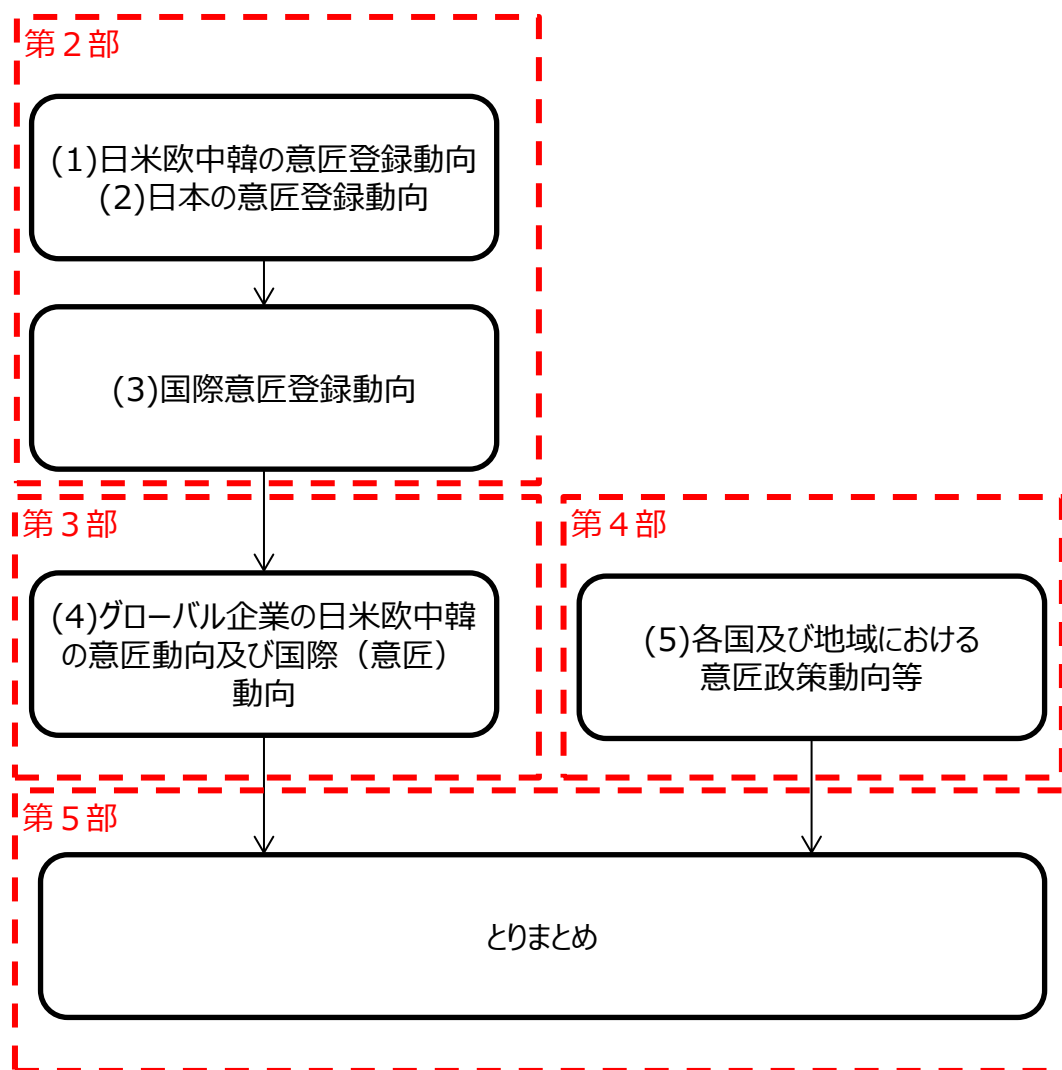
¹ 意匠登録を行う各国・地域の機関は、日本が日本国特許庁（JPO）、米国が米国特許商標庁（USPTO）、EUが欧州連合知的財産庁（EUIPO）、中国が中国国家知識産権局（CNIPA）、韓国が韓国特許庁（KIPO）である。

² 意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく国際登録を行う機関は世界知的所有権機関（WIPO）である。

第3節 本調査の実施フロー

本調査の実施フローは以下のとおりである。章立てとの関係は赤字で示したとおりとなっている。

図表 0-1-1 調査の実施フロー



第4節 本調査の実施内容・体制

本調査の調査体制は以下のとおり。

図表 0-1-2 実施体制（敬称略）

本調査の実施体制					
特許庁	総務部	企画調査課	知財動向班長・意匠動向係長（課長補佐）	馬場	亮人
			知財動向班 技術動向係	生野	一孝
	審査第一部	意匠課	企画調査班長（課長補佐）	玉虫	伸聡
			企画調査係長（課長補佐）	柵山	英生
（受託者）					
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社		主任研究員	萩原	理史（業務管理者）	
		主任研究員	上野	翼	
		副主任研究員	鈴木	淳	
		副主任研究員	山本	洋平	
		研究員	渡部	彩乃	
		研究員	江畑	里奈	
		研究員	村井	遥	
		研究員（アスタ）	柴田	泰子	

第2章 意匠登録動向調査

第1節 日米欧中韓の意匠登録動向

1. 調査対象

(1) 調査対象国・機関

日本（JPO：日本国特許庁）、米国（USPTO：米国特許商標庁）、EU（EUIPO：欧州連合知的財産庁）、中国（CNIPA：中国国家知識産権局）、韓国（KIPO：韓国特許庁）の4か国1機関を対象とした。

(2) 調査項目

調査項目は、登録番号、公報発行日、出願人居住国・地域、権利者名、ロカルノ分類（クラスまで）の5項目である。各調査項目の定義は下表のとおりである。

図表 0-2-1 調査項目と定義

調査項目	定義
登録番号	公報記載の番号とした。
公報発行日	海外の知的財産庁については、意匠出願件数に関する詳細な情報が得られないこと、出願から公報発行までの期間が長い庁では出願日ベースの意匠出願件数・意匠登録件数の把握に時間を要することから、出願日ではなく公報発行日を基準とする集計を行った。
出願人居住国・地域	出願人居住国・地域を調査した。
権利者名	出願人名称を、下記に示すとおり調査した。また、登録上位出願人のうち個人については、個人名でなく「個人」と記した。
意匠分類	ロカルノ分類を特定した。

図表 0-2-2 集計条件（使用データベース・対象時期・対象分野・件数の定義）

集計条件	概要
使用データベース	日本：特許庁提供データを使用し、ロカルノ分類、出願人住所（出願人居住国・地域）は商用データベース（Orbit.com ³ ）と突合して情報を付与した。 米国、EU、中国、韓国：商用データベース（Orbit.com）を使用。
対象時期	2018年1月1日～2022年12月31日に意匠公報が発行された意匠登録とした。 ロカルノ分類は欠損しているものもあり、ロカルノ分類の各分類の総数と全体の総数は一致しない。 2018～2021年に意匠公報が発行された意匠登録については、「令和4年度意匠出願動向調査報告書―マクロ調査―」に基づいて集計した。
対象分野	ロカルノ分類（第13版）クラス01～32を対象とした。ただし、画像に関してのみ、サブクラスを含む14-04も調査対象とした。
件数の定義	日本の意匠登録データにおいては、秘密意匠の請求があった意匠のうち、秘密意匠解除公報が発行されていないものは調査対象に含まない。欧州及び韓国についても同様とする。

3 Questel社Orbit.com意匠モジュールは世界30か国2機関の意匠公報に関する書誌情報が入手可能な商用データベース。

集計条件	概要
	米国・EU・中国及び韓国については多意匠一出願が認められている。 EU・韓国への登録は登録された個々の意匠単位（異なる枝番が付与されている）で集計した。 一方、米国及び中国への登録についてはそれぞれの登録に含まれる意匠の個数が不明であるため、登録単位で集計した。 日本、米国、EU、韓国は WIPO 経由の国際登録を含む状態で集計した。なお、EUIPO はハーグ出願について自国の意匠公報を発行しないため、WIPO が発行した EU を指定国とする国際意匠公報を EUIPO の意匠公報データに追加している。また、中国については、中国で登録されたハーグ出願について自国の意匠公報を発行しているが、中国がハーグ協定に加盟した 2022 年に発行された自国の意匠公報は発見できなかった。

図表 0-2-3 集計条件（出願人・分類付与）

集計条件	概要
出願人	出願人居住国・地域 日本国居住者、米国居住者、EU 加盟国居住者（ドイツ居住者、フランス居住者、その他 EU 加盟国居住者上位 3 か国）、中国居住者、韓国居住者、その他国・地域居住者（スイス居住者、台湾居住者、英国居住者）、その他国・地域居住者上位 2 又は 3 か国）に分けて調査した。 「EU」は右記の欧州連合 27 か国とした。具体的には、アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルクが含まれる。なお、欧州連合加盟国の海外領土（バミューダ島・ケイマン諸島・ジャージー島など）は「EU」に含めない。他方、本年度調査においては英国の欧州連合離脱の完了時期が 2020 年 12 月 31 日であることを鑑み、2020 年までのデータは EU に英国を含み、2021 年、2022 年のデータには含まずに集計している。「中国」には、香港・マカオを含み、台湾は含めない。「その他」は、日本、米国、EU、中国及び韓国を除く国・地域とした。
	名称 出願人名称については、原則として公報記載の記述に従った。日本国居住者による米国・EU・中国及び韓国への意匠登録については、原語の記述に相当する日本語、英語を可能な限り記載した。
付与分類	ロカルノ分類 日本、米国、EU、中国及び韓国への登録は、公報記載のロカルノ分類を対象とした。なお、日本への登録に関して、日本を指定国とした国際登録（意匠）に基づく登録の分類は、国際意匠公報記載のロカルノ分類を採用している。

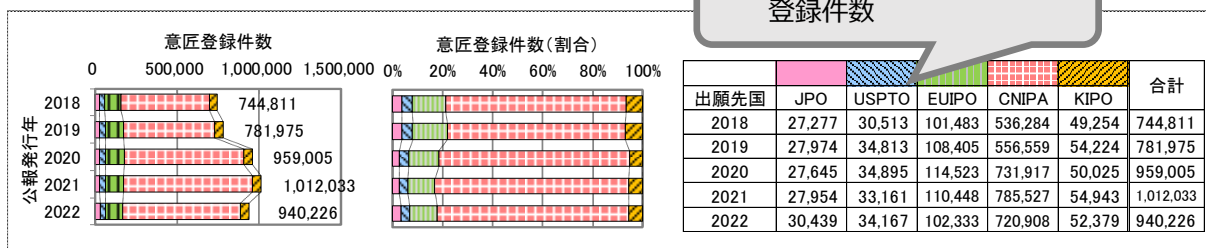
(3) グラフ上での用語の定義と見方

本調査で使用している用語の定義と見方は以下のとおりである。

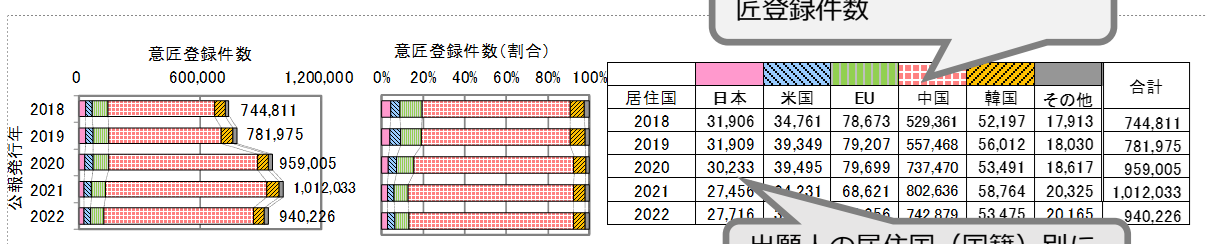
図表 0-2-4 グラフ上での用語の定義と見方①

用語	表記	定義
①出願先国・地域	JPO、USPTO、EUIPO、CNIPA、KIPO	意匠登録した <u>各国・地域</u> の知財庁を表す。
②出願人居住国・地域	日本、米国、EU、中国、韓国、その他	意匠登録した <u>出願人の居住国・地域</u> を表す。

① 出願先国・地域



② 出願人居住国・地域



③ 意匠登録上位者ランキング

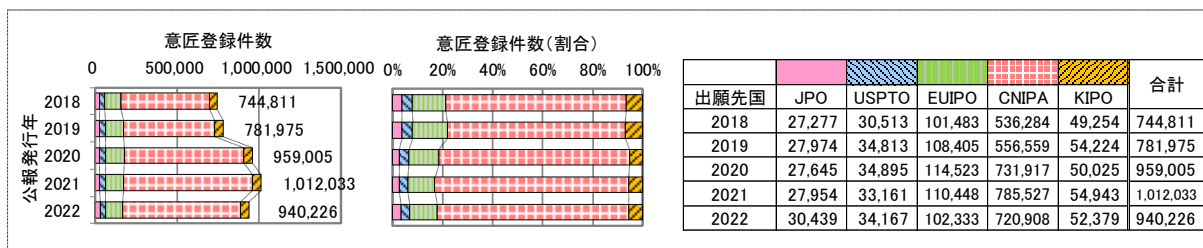
日本(JPO)への登録						米国(USPTO)への登録						EU(EUIPO)への登録					
順位	2018	2019	2020	2021	2022	順位	2018	2019	2020	2021	2022	順位	2018	2019	2020	2021	2022
-	-	8	5	1	1	1	3	2	1	3	1	1	5	2	2	6	1
1	2	2	1	2	2	2	1	3	4	1	2	2	-	-	-	2	2
2	1	1	3	3	3	3	4	4	3	4	3	3	2	4	1	14	3
9	14	-	4	4	4	4	2	1	2	2	4	4	1	8	5	12	4
-	-	16	15	5	5	5	-	7	14	8	5	5	9	11	4	5	5
-	-	17	1	1	1	6	-	-	-	-	6	6	6	9	6	4	6
4	3	5	6	6	6	7	7	7	-	13	7	7	3	7	-	13	7
-	-	-	1	1	1	8	8	8	7	7	8	8	8	12	7	1	8
-	-	-	20	9	9	9	-	-	-	10	9	9	4	1	3	3	9
7	4	12	9	10	10	10	6	10	6	5	10	10	18	6	14	9	10
-	12	4	2	11	11	11	-	18	-	-	11	11	-	-	-	-	11

2022年の意匠登録件数上位の過去5年間の推移を色で表示。

2. 「出願先国・地域別」意匠登録件数

日米欧中韓の意匠登録件数は、1,012,033 件（2021 年）から 940,226 件（2022 年）に減少した。出願先国別に意匠登録件数を見ると、JPO への意匠登録件数は 30,439 件（2022 年）、USPTO への意匠登録件数は 34,167 件（2022 年）、EUIPO への意匠登録件数は 102,333 件（2022 年）、CNIPA への意匠登録件数は 720,908 件（2022 年）、KIPO への意匠登録件数は 52,379 件（2022 年）であった。2022 年と 2021 年の意匠登録件数を比較すると、JPO、USPTO において増加した。

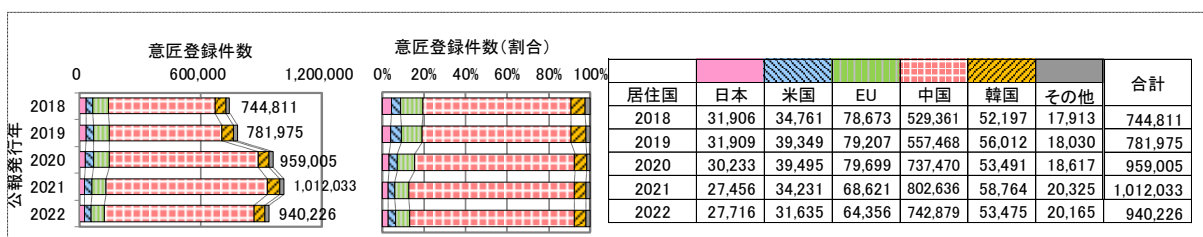
図表 0-2-5 「出願先国・地域別」意匠登録件数（2018～2022 年）（日米欧中韓全体）



3. 「出願人居住国・地域別」意匠登録件数

出願人居住国・地域別に意匠登録件数を見ると、日本国居住者の意匠登録件数は 27,716 件（2022 年）、米国居住者の意匠登録件数は 31,635 件（2022 年）、EU 居住者の意匠登録件数は 64,356 件（2022 年）、中国居住者の意匠登録件数は 742,879 件（2022 年）、韓国居住者の意匠登録件数は 53,475 件（2022 年）であった。2021 年と 2022 年の意匠登録件数を比較すると、日本国居住者で増加し、米国居住者、EU 居住者、中国居住者、韓国居住者で減少した。

図表 0-2-6 「出願人居住国・地域別」意匠登録件数（2018～2022 年）（日米欧中韓全体）

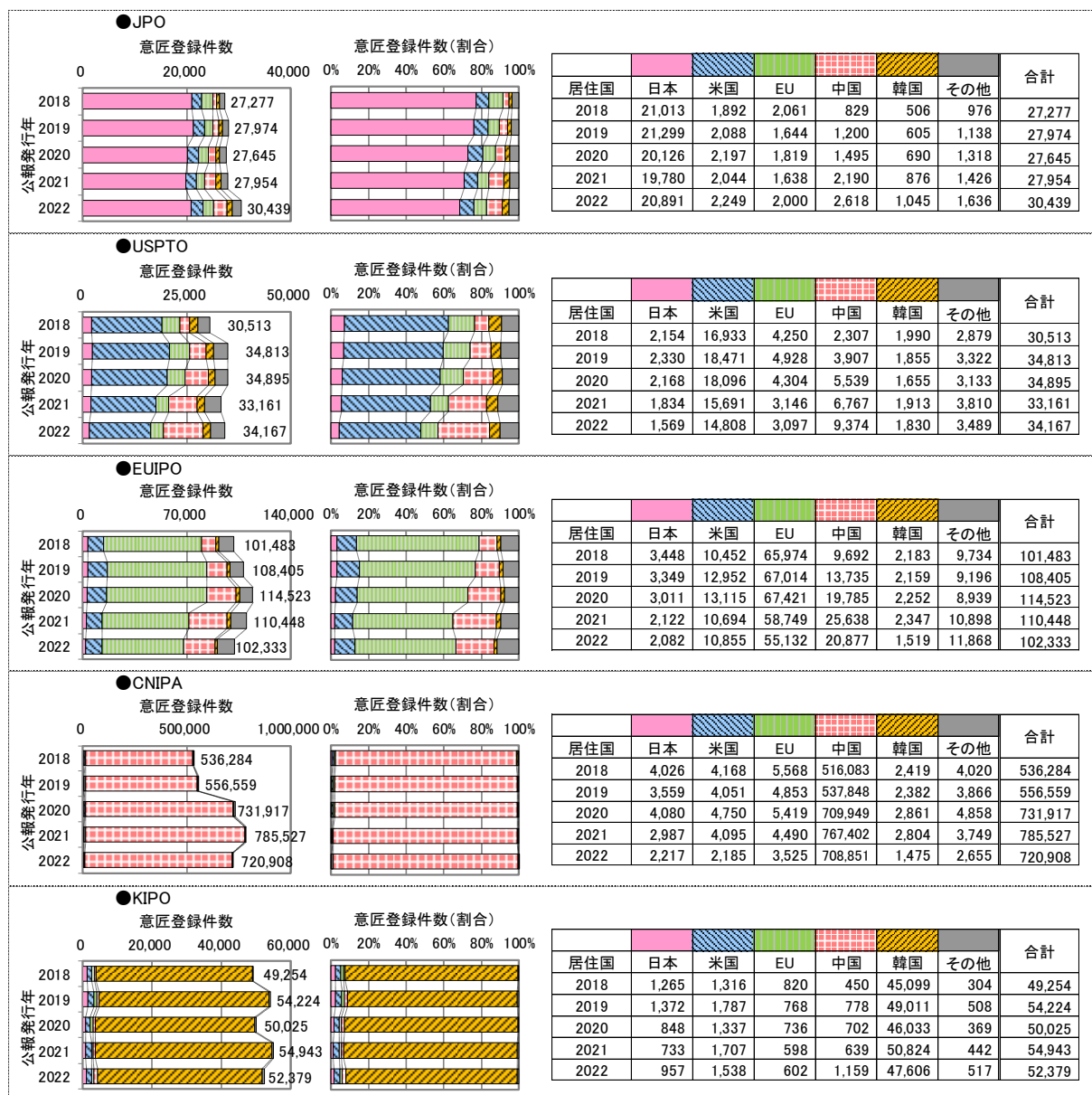


4. [出願先国・地域別 - 出願人居住国・地域別] 意匠登録件数

2022 年の JPO への意匠登録件数は、日本国居住者、中国居住者、米国居住者、EU 居住者、その他国居住者、韓国居住者の順に多く、2021 年から中国居住者からの意匠登録の割合が上がっている。

出願先国別に見ると、CNIPA、KIPO で自国居住者からの意匠登録件数が多く、JPO、USPTO は中国居住者からの意匠登録の割合が上がっている。

図表 0-2-7 [出願先国・地域別 - 出願人居住国・地域別] 意匠登録件数 (2018～2022 年)



図表 0-2-8 [出願先国・地域別 - 出願人居住国・地域別] 意匠登録件数 EU・その他内訳
(2018～2022 年)

JPO

居住国・地域	ドイツ	フランス	EU上位①	EU上位②	EU上位③
2018	565	326	イタリア	オランダ	スウェーデン
2019	547	240	イタリア	オランダ	スウェーデン
2020	533	285	イタリア	オランダ	スウェーデン
2021	484	341	イタリア	オランダ	スウェーデン
2022	597	329	オランダ	イタリア	スウェーデン

居住国・地域	スイス	台湾	その他上位①	その他上位②	その他上位③
2018	490	197	オーストラリア	ニュージーランド	イスラエル
2019	445	230	ニュージーランド	イスラエル	シンガポール
2020	543	198	カナダ	プエルトリコ	ニュージーランド
2021	569	213	イギリス	イスラエル	ニュージーランド
2022	710	217	イギリス	シンガポール	オーストラリア

USPTO

居住国・地域	ドイツ	フランス	EU上位①	EU上位②	EU上位③
2018	1,923	813	イタリア	スウェーデン	オランダ
2019	2,187	655	イタリア	スウェーデン	オランダ
2020	1,321	356	イタリア	スウェーデン	オランダ
2021	1,199	373	イタリア	スウェーデン	オランダ
2022	1,062	339	イタリア	スウェーデン	デンマーク

居住国・地域	スイス	台湾	その他上位①	その他上位②	その他上位③
2018	961	732	カナダ	オーストラリア	トルコ
2019	962	888	カナダ	オーストラリア	トルコ
2020	519	857	カナダ	オーストラリア	イスラエル
2021	600	762	イギリス	オーストラリア	カナダ
2022	648	628	イギリス	カナダ	オーストラリア

EUIPO

居住国・地域	ドイツ	フランス	EU上位①	EU上位②	EU上位③
2018	20,023	6,542	イタリア	ポーランド	スペイン
2019	18,594	5,804	イタリア	ポーランド	オランダ
2020	19,376	5,880	イタリア	ポーランド	オランダ
2021	16,830	6,306	イタリア	ポーランド	スペイン
2022	14,975	6,271	イタリア	ポーランド	スペイン

居住国・地域	スイス	台湾	その他上位①	その他上位②	その他上位③
2018	5,067	636	トルコ	オーストラリア	カナダ
2019	4,744	531	カナダ	トルコ	オーストラリア
2020	4,317	620	トルコ	オーストラリア	カナダ
2021	3,265	440	イギリス	トルコ	カナダ
2022	3,897	591	イギリス	トルコ	カナダ

CNIPA

居住国・地域	ドイツ	フランス	EU上位①	EU上位②	EU上位③
2018	1693	792	イタリア	スウェーデン	オランダ
2019	1553	849	イタリア	スウェーデン	オランダ
2020	1886	977	イタリア	オランダ	スウェーデン
2021	1572	743	イタリア	スウェーデン	オランダ
2022	1239	690	イタリア	オランダ	スウェーデン

居住国・地域	スイス	台湾	その他上位①	その他上位②	その他上位③
2018	891	1468	ケイマン諸島	オーストラリア	シンガポール
2019	731	1366	ケイマン諸島	オーストラリア	シンガポール
2020	885	1544	ケイマン諸島	オーストラリア	カナダ
2021	782	1032	イギリス	オーストラリア	シンガポール
2022	683	723	イギリス	オーストラリア	シンガポール

KIPO

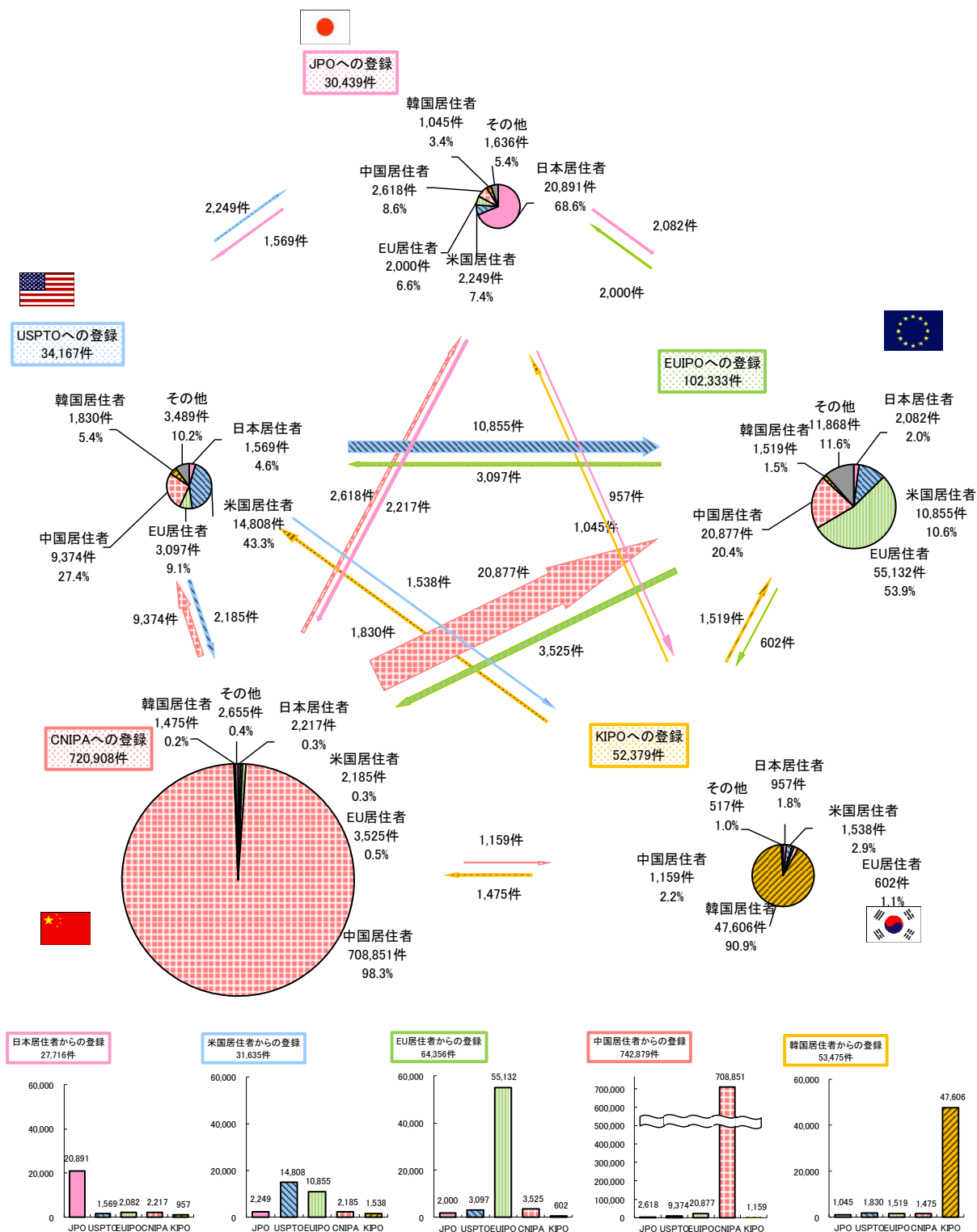
居住国・地域	ドイツ	フランス	EU上位①	EU上位②	EU上位③
2018	180	92	オランダ	イタリア	スウェーデン
2019	248	107	スウェーデン	オランダ	イタリア
2020	106	87	オランダ	スウェーデン	イタリア
2021	121	156	オランダ	イタリア	スウェーデン
2022	71	136	オランダ	スウェーデン	イタリア

居住国・地域	スイス	台湾	その他上位①	その他上位②	その他上位③
2018	136	64	オーストラリア	イスラエル	カナダ
2019	139	50	シンガポール	カナダ	オーストラリア
2020	154	51	ケイマン諸島	カナダ	オーストラリア
2021	173	50	イギリス	シンガポール	オーストラリア
2022	141	68	イギリス	カナダ	オーストラリア

5. 日米欧中韓の意匠登録件数

2022 年の日米欧中韓間の意匠登録状況は、中国居住者による EUIPO への意匠登録件数が 20,877 件で最も多くなっている。また、EU 居住者による KIPO への意匠登録件数が 602 件と最も少なくなっている。

図表 0-2-9 日米欧中韓間の意匠登録件数（2022 年）



6. 意匠登録上位 20 者の名称・居住国（・地域）意匠登録件数

2022 年の JPO への意匠登録件数は LG Electronics Inc が最も多く、次いで、パナソニック IP マネジメント、三菱電機、コクヨ、KONINKLIJKE PHILIPS N V となっている。

USPTO への意匠登録件数は Nike Inc が最も多く、次いで、LG Electronics Inc 、Apple Inc、Samsung Electronics Co Ltd 、DELTA FAUCET COMPANY となっている。

EUIPO への意匠登録件数は、Nike Inc が最も多く、次いで、PRADA SpA、Rieker Schuh AG 、PIERRE BALMAIN S.A.S 、KONINKLIJKE PHILIPS N V となっている。

CNIPA への意匠登録件数は、ZHOU TAI FOOK JEWELLERY(SHENZHEN) CO LTD が最も多く、次いで、QUANYOU FURNITURE Co Ltd、Wenzhou Zhongyin shoes and Clothing Co Ltd 、QINGDAO HAIGAO DESIGN MANUFACTURE CO LTD、GREE ELECTRIC APPLIANCES Inc OF ZHUHAI となっている。

KIPO への意匠登録件数は、LG Electronics Inc が最も多く、次いで、Samsung Electronics Co Ltd、CJ CheilJedang Co Ltd 、Hyundai Motor Co Ltd、Lx Hausys となっている。

図表 0-2-10 意匠登録上位 20 者の名称・居住国（・地域）意匠登録件数（2022 年）
（日本・米国・欧州）

日本(JPO)への登録						米国(USPTO)への登録						EU(EUIPO)への登録								
順位					出願人名	件数 2022	順位					出願人名	件数 2022	順位					出願人名	件数 2022
2018	2019	2020	2021	2022			2018	2019	2020	2021	2022			2018	2019	2020	2021	2022		
-	-	8	5	1	LG Electronics INC	460	3	2	1	3	1	NIKE Inc	647	5	2	2	6	1	NIKE Inc	1537
1	2	2	1	2	パナソニックIPマネジ メント	329	1	3	4	1	2	LG Electronics INC	525	-	-	-	2	2	PRADA SpA(イタリア)	1027
2	1	1	3	3	三菱電機	274	4	4	3	4	3	Apple Inc	517	2	4	1	14	3	Rieker Schuh AG(スイ ス)	961
9	14	-	4	4	コクヨ	237	2	1	2	2	4	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	468	1	8	5	12	4	PIERRE BALMAIN S.A.S(仏)	779
-	-	16	15	5	KONINKLIJKE PHILIPS N.V(オランダ)	224	-	7	14	8	5	DELTA FAUCET COMPANY	199	9	11	4	5	5	KONINKLIJKE PHILIPS N.V(オランダ)	778
-	-	17	10	6	レック	218	7	9	5	6	6	Google LLC	170	6	9	6	4	6	EGLO LEUCHTEN GMBH(オーストリア)	638
4	3	5	6	7	オカムラ	171	-	-	-	-	7	Harry Winston SA(ス イス)	164	3	7	-	13	7	Robert Bosch GmbH(独)	610
-	-	-	19	8	イトーキ	157	5	5	16	9	8	GM Global Technology Operations LLC	130	8	12	7	1	8	THE PROCTER & GAMBLE COMPANY	470
-	-	-	20	9	アイリスオーヤマ	156	-	-	-	10	9	BEIJING XIAOMI MOBILE SOFTWARE CO., LTD	121	4	1	3	3	9	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	447
7	4	12	9	10	本田技研工業	150	6	10	6	5	10	Ford Global Technologies LLC	108	18	6	14	9	10	Apple Inc	440
-	12	4	2	11	Apple Inc	148	-	18	-	-	11	Hyundai Motor Co Ltd	93	-	-	-	-	11	Wenko-Wenselaar GmbH & Co KG(独)	414
-	-	-	-	12	Beijing Zitiao Net Entanglement Technique Co Ltd	147	8	5	7	7	12	Jaguar Land Rover Limited(英)	91	-	-	-	-	12	JELLYCAT LIMITED (英)	403
-	-	-	7	13	Harry Winston SA(ス イス)	143	-	13	9	20	13	Amazon Technologies Inc	84	7	13	12	7	13	LG Electronics INC	391
-	-	-	12	14	未来工業	140	-	-	-	-	14	PARSONS XTREME GOLF LLC	83	-	-	-	8	14	VOODOO(仏)	359
-	16	14	14	15	セイコーエプソン	135	17	15	-	-	15	三菱電機	78	-	3	9	15	15	Google LLC	344
14	15	-	-	16	ソニーグループ	134	14	20	13	19	16	THE PROCTER & GAMBLE COMPANY	74	-	-	-	-	16	PROFILS SYSTEMES S.A. S(仏)	315
-	-	-	-	16	NIKE Inc	134	-	17	-	-	16	KONINKLIJKE PHILIPS N.V(オランダ)	74	-	-	-	-	17	Bahlsen GmbH & Co KG(独)	312
18	8	13	16	18	エフピコ	131	-	-	-	-	18	Hunter Fan Company	73	-	-	-	-	18	Broever IP B.V(オラン ダ)	281
-	9	-	-	19	ダイキン工業	130	-	-	-	-	19	富士フイルム	69	-	-	-	16	19	Gabor Shoes Aktiengesellschaft(独)	280
-	5	-	-	20	Google LLC	122	-	-	-	-	19	MIDEA GROUP CO. LTD	69	-	-	-	-	20	CAESAR CERAMICHE S.P.A(イタリア)	256

図表 0-2-11 意匠登録上位 20 者の名称・居住国（・地域）意匠登録件数（2022 年）
（中国・韓国）

中国 (CNIPA) への登録						韓国 (KIPO) への登録							
順位					出願人名	件数 2022	順位					出願人名	件数 2022
2018	2019	2020	2021	2022			2018	2019	2020	2021	2022		
-	-	-	3	1	ZHOU TAI FOOK JEWELLERY(SHENZH EN) CO LTD	1741	2	1	1	2	1	LQ Electronics INC	922
-	-	-	1	2	QUANYOU FURNITURE Co Ltd	846	1	2	2	3	2	Samsung Electronics Co Ltd	638
-	-	-	4	3	Wenzhou Zhongyin shoes and Clothing Co Ltd	789	3	3	3	1	3	CJ CheilJedang Co Ltd	416
-	11	-	-	4	QINGDAO HAIGAO DESIGN MANUFACTURE CO LTD	648	4	5	5	5	4	Hyundai Motor Co Ltd	374
6	2	2	5	5	GREE ELECTRIC APPLIANCES Inc OF ZHUHAI	619	-	-	-	15	5	Lx Hausys	261
-	-	-	-	6	ZHEJIANG GEELY HOLDING GROUP Co Ltd	611	9	7	-	8	6	Google LLC	166
-	-	-	-	7	FOSHAN MUMU LIFE FURNITURE CO LTD	511	-	-	-	-	7	Youngwon Outdoor Co Ltd	164
-	-	-	-	16	JOMOO KITCHEN & BATH Co Ltd	469	10	-	-	-	8	NIKE Inc	161
-	-	-	-	9	SHENZHEN HERO JEWELRY Co Ltd	436	-	-	-	-	9	Il Kwang Industry Co Ltd	127
-	-	-	-	10	Guangzhou Luodan Industrial Co Ltd	427	-	-	-	6	10	Alto Co Ltd	126
-	-	-	-	11	MINGZHU FURNITURE Co Ltd	424	-	9	-	-	11	Kolon Industries Co Ltd	115
-	-	-	-	12	MAN WAH FURNITURE MANUFACTURING	417	13	4	8	7	11	Apple Inc	115
-	15	-	18	13	GUANGDONG MEDIA REFRIGERATION EQUIPMENT CO LTD	395	-	12	4	11	13	Aiko Corporation	109
-	-	-	-	14	CHERY AUTOMOBILE Co Ltd	371	-	-	12	9	14	LG Household & Health Care Co Ltd	107
-	-	-	-	15	Yang Juncheng	354	17	19	-	-	14	KT & G Co Ltd	107
-	-	-	-	16	ZHEJIANG YAXIA DECORATION CO LTD	351	-	-	-	-	16	Osstem Implant Co Ltd	106
-	-	-	2	17	GUANGZHOU YONGBO LEATHERWEAR Co SHENZHEN LEFT AND RIGHT HOME LTD COMPANY	350	-	-	-	-	17	Dasan Tiardi Co Ltd	103
-	-	-	-	18	GUANGZHOU GUSSIO LEATHER GOODS Co Ltd	349	-	-	-	-	18	Popcorn & Kiki	102
-	-	-	-	19		348	-	-	-	-	18	Alternative Textile Co Ltd	102
9	17	11	20	20	KUKA HOME Co Ltd	346	-	8	-	-	20	J-Style Korea Co Ltd	90

7. [ロカルノ分類クラス別・出願先国・地域別] 意匠登録件数 (2022 年)

2022 年のロカルノ分類別の意匠登録件数はクラス 06 (室内用品) が 98,962 件で最も多く、クラス 14 (記録、通信又は情報検索の機器) (82,577 件)、クラス 09 (物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器) (70,414 件)、クラス 02 (衣料品及び裁縫用小物) (60,039 件) と続いている。一方で、クラス 17 (楽器) の意匠登録件数が最も少ない。また、クラス 32 (グラフィックシンボル) を除き、全てのロカルノ分類クラスで CNIPA の意匠登録件数が多くなっている。

出願先国別にロカルノ分類クラス別の意匠登録件数を見ると、2022 年の JPO の意匠登録件数は、クラス 14 (記録、通信又は情報検索の機器) が 3,514 件で最も多く、クラス 09 (物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器)、クラス 06 (室内用品) と続いている。

USPTO の意匠登録件数は、クラス 14 (記録、通信又は情報検索の機器) が 5,021 件で最も多く、クラス 12 (輸送又は昇降の手段)、クラス 23 (液体供給機器、衛生用、暖房用、換気用及び空調用の機器、固体燃料) と続いている。

EUIPO の意匠登録件数は、クラス 06 (室内用品) が 10,518 件で最も多く、次いで、クラス 02 (衣料品及び裁縫用小物)、クラス 14 (記録、通信又は情報検索の機器) と続いている。

CNIPA の意匠登録件数は、クラス 06 (室内用品) が 81,297 件で最も多く、次いで、クラス 14 (記録、通信又は情報検索の機器)、クラス 09 (物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器) と続いている。

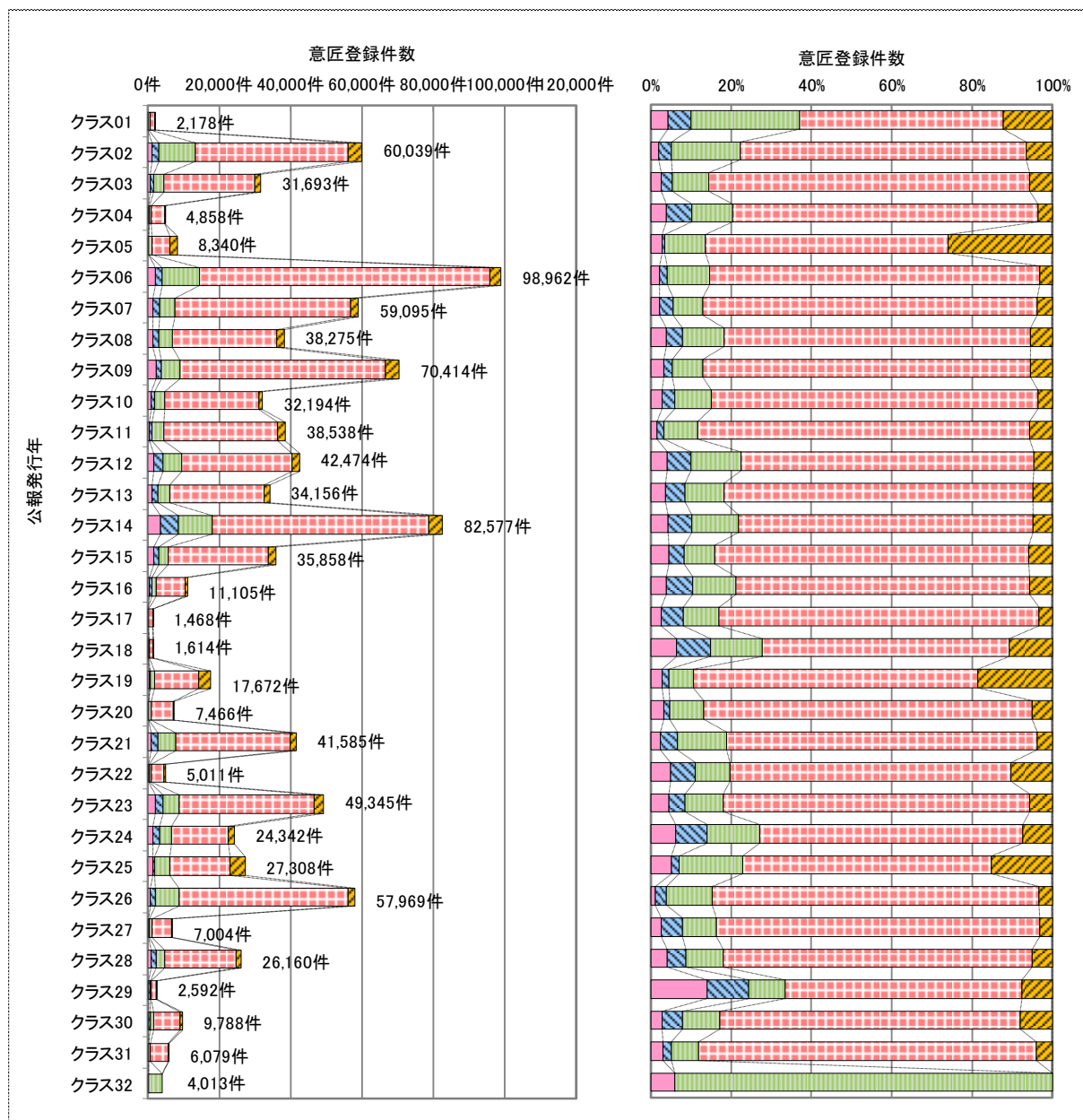
KIPO の意匠登録件数は、クラス 25 (建築用ユニット及び建築部材) が 4,111 件で最も多く、クラス 14 (記録、通信又は情報検索の機器)、クラス 02 (衣料品及び裁縫用小物) と続いている。

2022 年の意匠登録件数上位下位それぞれ 5 位分のロカルノ分類の 5 年間の推移を見ると、上位 5 位のロカルノ分類はいずれも 2018 年から 2021 年にかけて増加基調にあったが、クラス 06 (室内用品)、クラス 09 (物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器) クラス 07 (家庭用品、他で明記されていないもの) は 2022 年で減少した。下位 5 位のロカルノ分類は、クラス 29 (火災防止用、事故防止用及び救援用の機器及び器具) で 2020 年に大きく登録件数が増加したが 2022 年で減少している。クラス 29 の意匠登録を見ると、フェイスマスク・フェイスシールド及びその部品・付属品の登録が多くを占めている。2020 年及び 2021 年には、新型コロナウイルス感染症拡大により開発が活発化したマスク分野の登録件数が増加したが、2022 年には落ち着いたためであると考えられる。

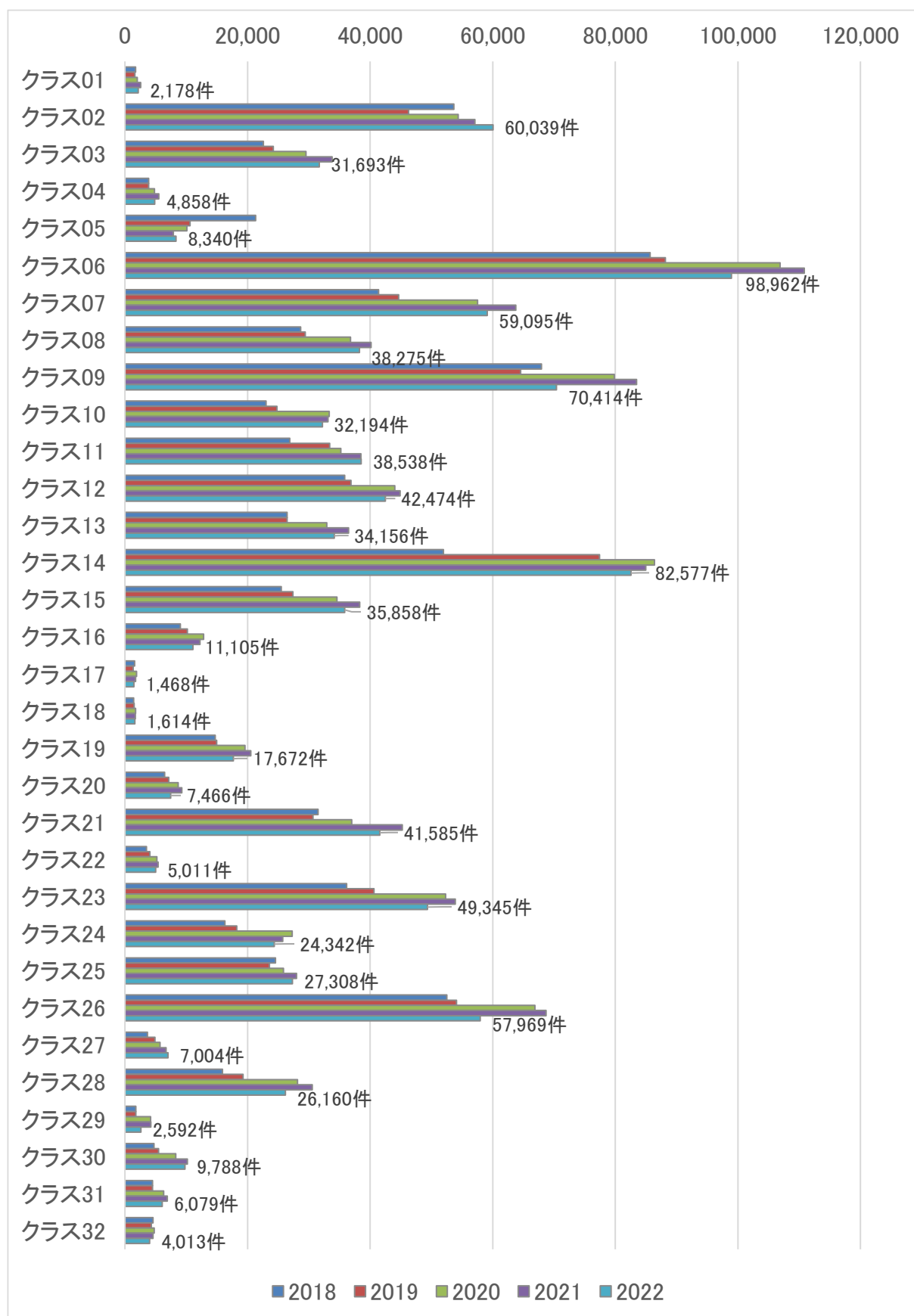
図表 0-2-12 「ロカルノ分類クラス別―出願先国・地域別」意匠登録件数（2022 年）

		日本 (JPO)	米国 (USPTO)	欧州 (EUIPO)	中国 (CNIPA)	韓国 (KIPO)
クラス01	食料品	95件 0.3%	123件 0.4%	590件 0.6%	1,103件 0.2%	267件 0.5%
クラス02	衣料品及び裁縫用小物	1,231件 4.0%	1,880件 5.5%	10,282件 10.0%	42,798件 5.9%	3,848件 7.3%
クラス03	旅行用具、ケース、日傘及び身の回り品、他に該当しないもの	832件 2.7%	891件 2.6%	2,850件 2.8%	25,304件 3.5%	1,816件 3.5%
クラス04	ブラシ製品	193件 0.6%	300件 0.9%	502件 0.5%	3,692件 0.5%	171件 0.3%
クラス05	紡績用繊維、人工及び天然のシート材料	242件 0.8%	46件 0.1%	850件 0.8%	5,043件 0.7%	2,159件 4.1%
クラス06	室内用品	2,243件 7.4%	1,742件 5.1%	10,518件 10.3%	81,297件 11.3%	3,162件 6.0%
クラス07	家庭用品、他で明記されていないもの	1,346件 4.4%	1,961件 5.7%	4,371件 4.3%	49,262件 6.8%	2,155件 4.1%
クラス08	工具及び金物類	1,478件 4.9%	1,530件 4.5%	4,017件 3.9%	29,183件 4.0%	2,067件 3.9%
クラス09	物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器	2,327件 7.6%	1,432件 4.2%	5,386件 5.3%	57,474件 8.0%	3,795件 7.2%
クラス10	時計及びその他の測定機器、検査機器及び信号用機器	921件 3.0%	1,010件 3.0%	2,954件 2.9%	26,189件 3.6%	1,120件 2.1%
クラス11	装飾用品	611件 2.0%	682件 2.0%	3,260件 3.2%	31,811件 4.4%	2,174件 4.2%
クラス12	輸送又は昇降の手段	1,793件 5.9%	2,489件 7.3%	5,284件 5.2%	30,921件 4.3%	1,987件 3.8%
クラス13	電気の生産、供給又は変流のための機器	1,263件 4.1%	1,637件 4.8%	3,344件 3.3%	26,252件 3.6%	1,660件 3.2%
クラス14	記録、通信又は情報検索の機器	3,514件 11.5%	5,021件 14.7%	9,575件 9.4%	60,549件 8.4%	3,918件 7.5%
クラス15	機械、他で明記されていないもの	1,601件 5.3%	1,400件 4.1%	2,690件 2.6%	28,051件 3.9%	2,116件 4.0%
クラス16	写真用、映画用及び光学用の機器	433件 1.4%	737件 2.2%	1,180件 1.2%	8,137件 1.1%	618件 1.2%
クラス17	楽器	40件 0.1%	81件 0.2%	130件 0.1%	1,168件 0.2%	49件 0.1%
クラス18	印刷機及び事務用機器	105件 0.3%	137件 0.4%	208件 0.2%	992件 0.1%	172件 0.3%
クラス19	文房具及び事務用機器、美術材料及び教材	507件 1.7%	288件 0.8%	1,095件 1.1%	12,511件 1.7%	3,271件 6.2%
クラス20	販売及び広告機器、サイン	242件 0.8%	118件 0.3%	629件 0.6%	6,104件 0.8%	373件 0.7%
クラス21	遊戯用具、がん具、テント及び運動用品	998件 3.3%	1,780件 5.2%	5,100件 5.0%	32,136件 4.5%	1,571件 3.0%
クラス22	武器、火工品、狩猟、釣り及び害獣駆除のための物品	249件 0.8%	309件 0.9%	436件 0.4%	3,499件 0.5%	518件 1.0%
クラス23	液体供給機器、衛生用、暖房用、換気用及び空調用の機器、固体燃料	2,234件 7.3%	2,016件 5.9%	4,671件 4.6%	37,620件 5.2%	2,804件 5.4%
クラス24	医療用及び実験用器具	1,528件 5.0%	1,906件 5.6%	3,187件 3.1%	15,920件 2.2%	1,801件 3.4%
クラス25	建築用ユニット及び建築部材	1,394件 4.6%	564件 1.7%	4,287件 4.2%	16,952件 2.4%	4,111件 7.8%
クラス26	照明用機器	702件 2.3%	1,550件 4.5%	6,581件 6.4%	47,199件 6.5%	1,937件 3.7%
クラス27	たばこ及び喫煙用の供給品	180件 0.6%	369件 1.1%	602件 0.6%	5,640件 0.8%	213件 0.4%
クラス28	医療用品及び化粧品、化粧用品及び化粧器具	1,081件 3.6%	1,208件 3.5%	2,431件 2.4%	20,129件 2.8%	1,311件 2.5%
クラス29	火災防止用、事故防止用及び救援用の機器及び器具	365件 1.2%	270件 0.8%	233件 0.2%	1,530件 0.2%	194件 0.4%
クラス30	動物の手入れ及び世話用の物品	271件 0.9%	495件 1.5%	913件 0.9%	7,328件 1.0%	781件 1.5%
クラス31	飲食物を調理するための機械及び器具、他で明記されていないもの	181件 0.6%	134件 0.4%	410件 0.4%	5,114件 0.7%	240件 0.5%
クラス32	グラフィックシンボル及びロゴ、表面のパターン、装飾	239件 0.8%	7件 0.0%	3,767件 3.7%	0件 0.0%	0件 0.0%

図表 0-2-13 「ロカルノ分類クラス別ー出願先国・地域別」 意匠登録件数（2022 年）



図表 0-2-14 「ロカルノ分類クラス別」意匠登録件数（2018～2022 年）



第2節 日本の意匠登録動向

1. 調査対象

(1) 調査対象国・機関

日本（JPO：日本国特許庁）のみを対象とした。

(2) 調査項目

調査項目は、登録番号、公報発行日、出願人居住国・地域、権利者名、日本意匠分類、部分意匠制度及び画像意匠制度の利用の6項目である。各調査項目の定義は下表のとおりである。

図表 0-2-15 調査項目と定義

調査項目	定義
登録番号	公報記載の番号とした。
公報発行日	海外の知的財産庁については、意匠出願件数に関する詳細な情報が得られないこと、出願から公報発行までの期間が長い庁では出願日ベースの意匠出願件数・意匠登録件数の把握に時間を要することから、出願日ではなく公報発行日を基準とする集計を行った。
出願人居住国・地域	出願人居住国・地域を調査した。
権利者名	出願人名称を、下記に示すとおり調査した。また、登録上位出願人のうち個人については、個人名でなく「個人」と記した。
意匠分類	日本意匠分類を特定した。

図表 0-2-16 集計条件（使用データベース・対象時期・対象分野・件数の定義）

集計条件	概要
使用データベース	特許庁の貸与物（意匠公報の書誌事項データ）
対象時期	2018年1月1日～2022年12月31日に意匠公報が発行された意匠登録とした。 2018～2021年に意匠公報が発行された意匠登録については、「令和4年度意匠出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」に基づいて集計した。
対象分野	日本意匠分類A～Nグループを対象とした。
件数の定義	秘密意匠の請求があった意匠のうち、秘密意匠解除公報が発行されていないものは調査対象に含まない。

図表 0-2-17 集計条件（出願人・分類付与）

集計条件		概要
出 願 人	出 願 人 居 住 国・地域	日本国居住者、米国居住者、EU加盟国居住者、中国居住者、韓国居住者、その他国・地域居住者に分けて調査した。 「EU」は右記の欧州連合 27 か国とした。具体的には、アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルクが含まれる。なお、欧州連合加盟国の海外領土（バミューダ島・ケイマン諸島・ジャージー島など）は「EU」に含まない。他方、本年度調査においては英国の欧州連合離脱の時期が 2020 年 12 月 31 日であることを鑑み、2020 年までのデータは EU に英国を含み、2021 年以降のデータには含まずに集計している。「中国」には、香港・マカオを含む。台湾は含まない。「その他」は、日本、米国、EU、中国及び韓国を除く国・地域とした。意匠登録件数の多い国・地域については国・地域名を適宜記述した。
	名称	出願人名称については、原則として公報記載の記述に従った。
付 分 与 類	日本意匠分類	公報記載の日本意匠分類を対象とした。

2. 「日本意匠分類グループ別」意匠登録件数の概括

JPO のみを対象として、日本意匠分類別ランキングを示す。

ランキングの傾向は概ね同様であり、2018 年から 2020 年で最多であった H グループ(電気電子機械器具及び通信機械器具)が、2022 年には、再び日本意匠分類の中で 3,998 件と最も多くなっている。次いで、C グループ(生活用品)、D グループ(住宅設備用品)の順に多くなっている。

図表 0-2-18 日本意匠分類別のランキング（上位 5 位以内はハッチ）

	JPO									
	2018		2019		2020		2021		2022	
	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位
Aグループ(製造食品及び嗜好品)	74	12	66	12	77	12	86	13	90	13
Bグループ(衣服及び身の回り品)	2,674	5	2,518	6	2,906	5	2,829	4	2,929	5
Cグループ(生活用品)	3,300	2	3,111	3	3,241	2	4,078	1	3,994	2
Dグループ(住宅設備用品)	2,502	6	2,716	5	2,528	6	2,698	6	3,306	3
Eグループ(趣味娯楽用品及び運動競技用品)	1,111	10	1,017	10	1,144	10	1,233	10	1,258	11
Fグループ(事務用品及び販売用品)	3,292	3	3,102	4	3,168	3	2,773	5	2,840	6
Gグループ(運輸又は運搬機械)	1,977	8	2,094	8	2,148	7	1,598	9	2,105	9
Hグループ(電気電子機械器具及び通信機械器具)	3,994	1	4,963	1	4,610	1	3,954	2	3,998	1
Jグループ(一般機械器具)	3,070	4	3,328	2	3,007	4	2,999	3	2,947	4
Kグループ(産業機械器具)	2,380	7	2,299	7	1,950	8	2,081	7	2,284	7
Lグループ(土木建築用品)	1,799	9	1,756	9	1,782	9	1,923	8	2,116	8
Mグループ(AからLに属さないその他の基礎製品)	1,104	11	1,004	11	1,043	11	843	12	1,098	12
Nグループ(他グループに属さない物品)	0	13	0	13	41	13	859	11	1,474	10

図表 0-2-19 日本意匠分類別の割合（対象年の対象日本意匠分類の登録件数/対象年の意匠登録件数の総数）（上位 5 位以内はハッチ）

	JPO									
	2018		2019		2020		2021		2022	
	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位
Aグループ(製造食品及び嗜好品)	0.3%	12	0.2%	12	0.3%	12	0.3%	13	0.3%	13
Bグループ(衣服及び身の回り品)	9.8%	5	9.0%	6	10.5%	5	10.1%	4	9.6%	5
Cグループ(生活用品)	12.1%	2	11.1%	3	11.7%	2	14.6%	1	13.1%	2
Dグループ(住宅設備用品)	9.2%	6	9.7%	5	9.1%	6	9.7%	6	10.9%	3
Eグループ(趣味娯楽用品及び運動競技用品)	4.1%	10	3.6%	10	4.1%	10	4.4%	10	4.1%	11
Fグループ(事務用品及び販売用品)	12.1%	3	11.1%	4	11.5%	3	9.9%	5	9.3%	6
Gグループ(運輸又は運搬機械)	7.2%	8	7.5%	8	7.8%	7	5.7%	9	6.9%	9
Hグループ(電気電子機械器具及び通信機械器具)	14.6%	1	17.7%	1	16.7%	1	14.1%	2	13.1%	1
Jグループ(一般機械器具)	11.3%	4	11.9%	2	10.9%	4	10.7%	3	9.7%	4
Kグループ(産業機械器具)	8.7%	7	8.2%	7	7.1%	8	7.4%	7	7.5%	7
Lグループ(土木建築用品)	6.6%	9	6.3%	9	6.4%	9	6.9%	8	7.0%	8
Mグループ(AからLに属さないその他の基礎製品)	4.0%	11	3.6%	11	3.8%	11	3.0%	12	3.6%	12
Nグループ(他グループに属さない物品)	0.0%	13	0.0%	13	0.1%	13	3.1%	11	4.8%	10

第3節 国際登録（意匠）動向

1. 調査対象

(1) 調査対象国・機関

世界知的所有権機関（WIPO）における国際登録を対象とした。

(2) 調査項目

調査項目は登録番号、公報発行日、出願人居住国・地域、権利者名、日本意匠分類（日本を指定国とするもののみ）、ロカルノ分類（クラスまで）の6項目である。各調査項目の定義は下表のとおりである。

図表 0-2-20 調査項目と定義

調査項目	定義
登録番号	公報記載の番号とした。
公報発行日	意匠出願件数に関する詳細な情報が得られないことから、出願日ではなく公報発行日を基準とした集計を行った。
出願人居住国・地域	出願人居住国・地域を調査した。
権利者名	出願人名称を、下記に示すとおり調査した。また、登録上位出願人のうち個人については、個人名でなく「個人」と記した。
意匠分類	ロカルノ分類を特定した。また、日本を指定国とするもののみ日本意匠分類を特定した。

ハーグ協定の非加盟国に居住する出願人は、以下の条件のうちいずれかを満たしている場合に WIPO での出願が可能である⁴。

ハーグ協定の加盟国/地域の領域内において国籍（Nationality）を有する

ハーグ協定の加盟国/地域の住所（Domicile）を有する

現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所（Real and Effective Industrial or Commercial Establishment）を有する

常居所（Habitual Residence）を有する（ハーグ協定ジュネーブ改正協定）

なお、集計においては出願人の住所または居所に示された国コード・地域コードに基づくことで、非加盟国の出願人においても本来の居住国・地域で集計を行っている。

⁴ WIPO, Hague Agreement Concerning the International Registration of Industrial Designs, Article3 より作成。

図表 0-2-21 集計条件（使用データベース・対象時期・対象分野・件数の定義・抽出の方法）

集計条件	概要
使用データベース	Questel 社 Orbit.com 意匠モジュール ⁵ なお、2018 年～2021 年は「令和 4 年度意匠出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」の値を用いた。
対象時期	2018 年 1 月 1 日～2022 年 12 月 31 日に国際意匠公報が発行された国際意匠登録とした。
対象分野	日本意匠分類 A～N グループ、ロカルノ分類（第 13 版）クラス 01～32 を対象とした。ただし、画像に関してのみ、サブクラスを含む 14-04 も調査対象とした。
件数の定義	個々の意匠単位で集計した。
抽出の方法	Orbit.com 意匠モジュールから公報発行日（Publication Date）をキーに 2022 年発行の意匠登録の登録番号（枝番を含む）のリストをダウンロードし、所定の項目を抽出した。

図表 0-2-22 集計条件（出願人・分類付与）

集計条件		概要
出 願 人	定義	筆頭出願人の名称とした。
	出願人居住国・地域	筆頭出願人の住所又は居所に示された国・地域コードに基づく。 日本国居住者、米国居住者、EU 加盟国居住者（ドイツ居住者、フランス居住者、その他 EU 加盟国居住者上位 3 か国）、中国居住者、韓国居住者、その他国・地域居住者（スイス居住者、英国居住者（2022 年のみ）、その他国・地域居住者上位 3 又は 4 か国）に分けて調査した。 「EU」は右記の欧州連合 27 か国とした。具体的には、アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルクが含まれる。なお、欧州連合加盟国の海外領土（バミューダ島・ケイマン諸島・ジャージー島など）は「EU」に含まない。他方、本年度調査においては英国の欧州連合離脱の完了時期が 2020 年 12 月 31 日であることを鑑み、2020 年までのデータは EU に英国を含み、2021 年、2022 年のデータには含まずに集計している。「中国」には、香港・マカオを含み、台湾は含まない。「その他」は、日本、米国、EU、中国及び韓国を除く国・地域とした。
	名称	出願人名称については、原則として公報記載の記述に従った。加えて、日本語名称を可能な限り記載した。
	分類	日本意匠分類
	ロカルノ分類	公報記載のロカルノ分類を対象とした。
指定国		公報記載の指定国を対象とした。また、指定国別調査は日本、米国、EU、中国及び韓国のみ調査を行った。

⁵ Questel 社 Orbit.com 意匠モジュールは世界 30 か国 2 機関（オーストリア、ベネルクス、ブルガリア、カナダ、中国、キプロス、チェコ、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、マルタ、メキシコ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国、WIPO、EUIPO）の意匠公報に関する書誌情報が入手可能な商用データベース。

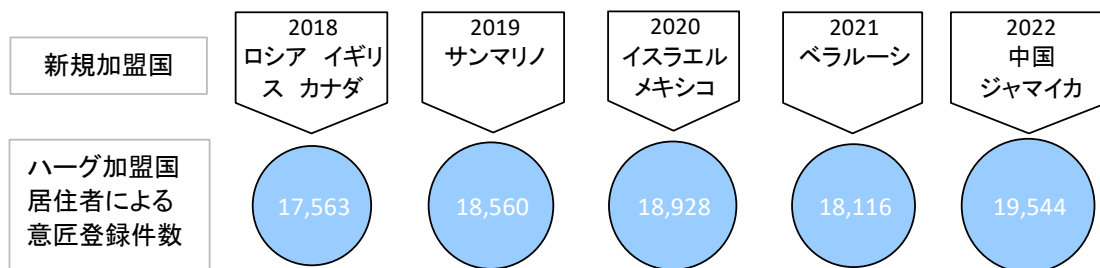
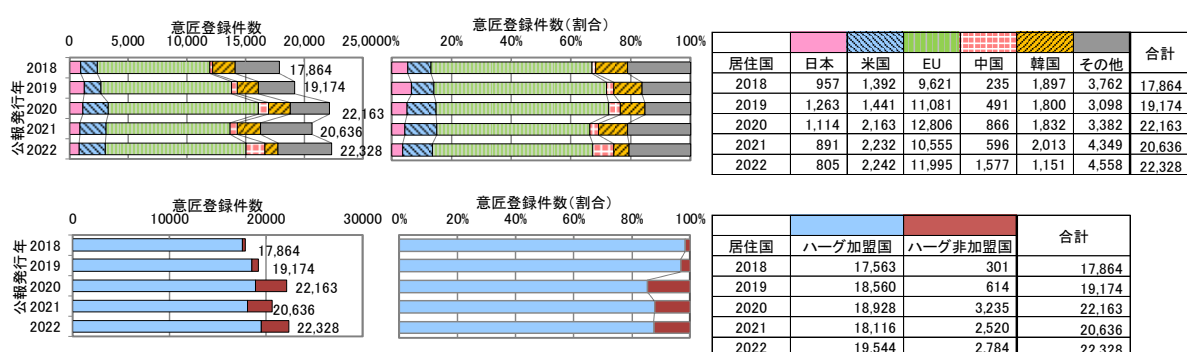
2. 調査結果概要

(1) 「出願人居住国・地域別」意匠登録件数

意匠登録件数は2020年から2021年にかけて減少したが、2022年は22,328件で再度増加した。

出願人居住国別に意匠登録件数を見ると、欧州居住者による意匠登録件数が11,995件（2022年）で最も多く、その他国居住者、米国居住者、中国居住者、韓国居住者、日本国居住者と続いている。また、日本国居住者においては2019年をピークに意匠登録件数が減少している。意匠登録件数のうち、ハーグ加盟国居住者による意匠登録件数は19,544件となっている。2022年には新規加盟国として中国、ジャマイカが加盟し、中国居住者の登録が増加している。

図表 0-2-23 「出願人居住国・地域別」意匠登録件数（2018～2022年）（WIPO）



図表 0-2-24 「出願人居住国・地域別」意匠登録件数 EU 内訳（2018～2022年）（WIPO）

居住国・地域	EU上位①		EU上位②		EU上位③	
	ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	ギリシャ	スウェーデン
2018	3,800	1,247	1,046	780	388	
2019	3,709	1,117	1,868	1,413	376	
2020	5,332	1,198	1,421	1,314	495	
2021	3,688	1,469	1,653	1,653	384	
2022	4,389	1,281	2,014	948	438	

図表 0-2-25 「出願人居住国・地域別」意匠登録件数その他内訳（2018～2022年）（WIPO）

居住国・地域	スイス	その他上位①		その他上位②		その他上位③		その他上位④	
		トルコ	リヒテンシュタイン	ノルウェー	ロシア	カナダ	シンガポール	ポスニア・ヘルツェゴビナ	ノルウェー
2018	2,544	427	115	67	89			62	
2019	2,179	333	113	108	78			89	
2020	2,028	505	194	147	78				
2021	2,181	579	484	213	209				
2022	1,925	1,138	564	196	147				

(2) 意匠登録上位 20 者の名称・居住国（地域）・意匠登録件数

意匠登録上位 20 者の名称・居住国（地域）・意匠登録件数を見ると、The Procter & Gamble Company（アメリカ）が最も多く、次いで、KONINKLIJKE PHILIPS N.V.（オランダ）、SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.（韓国）と続いている。

図表 0-2-26 意匠登録上位 20 者の名称・居住国（地域）・意匠登録件数

WIPOでの登録						
順位					件数 2022	
2018	2019	2020	2021	2022		
3	5	2	3	1	The Procter & Gamble Company	687
10	6	7	2	2	KONINKLIJKE PHILIPS N.V.(オランダ)	633
1	1	1	1	3	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.	451
6	-	8	-	4	Wenko-Wenselaar GmbH & Co KG	435
4	2	-	15	5	I. PALEOHORINOS FOTISTIKA A.B.E.E.(ギリシャ)	414
-	-	-	-	6	JELLYCAT LIMITED	403
2	3	6	4	7	LG ELECTRONICS INC.	366
-	-	-	-	8	FERRARI S p A(イタリア)	329
-	17	5	8	9	BEIJING XIAOMI MOBILE SOFTWARE CO., LTD.	237
7	4	4	5	10	VOLKSWAGEN AKTIENGESELLSCHAFT	233
-	-	-	9	11	LUQOM GmbH	218
9	16	-	-	12	Thomas Sabo GmbH & Co KG	191
11	8	14	6	13	PSA AUTOMOBILES SA	188
19	-	-	-	14	EIS GmbH	177
-	-	-	-	15	Steinpol Central Services Sp z o o (ポーランド)	173
16	9	12	-	16	Kronoplus Limited(マルタ)	171
-	12	17	7	17	THUN SPA(イタリア)	147
-	-	-	-	18	Cyprian Iwuć(マルタ)	140
-	-	-	-	19	Candy Polstermöbel GmbH	134
-	10	-	16	20	THE GILLETTE COMPANY LLC	122

第3章 グローバル企業の日米欧中韓の意匠登録動向及び国際登録（意匠）動向

近年、企業における競争戦略がグローバルを舞台とした流れにある中で、製品開発戦略やブランド戦略等に対してデザインが果たす役割はグローバルレベルでますます重要となっている。

ここでは、日本市場を含めて国際的に事業展開を行い、積極的に意匠登録を行っている企業について、その事業展開の動向と照らし合わせながら日米欧中韓における、国・地域別／ロカルノ分類クラス別のミクロ的な意匠登録動向の特徴を分析する。

第1節 調査方法

1. 調査項目

グローバル企業における過去5年間（2018年～2022年、公報発行年）の意匠登録件数等について、「（視点①）グローバル企業の名称・居住国（地域）・事業分野・企業規模・事業内容」「（視点②）グローバル企業の経営状況の推移」「（視点③）グローバル企業の意匠登録件数（出願先国・地域別）」「（視点④）グローバル企業の意匠登録件数（ロカルノ分類クラス別－出願先国・地域別）」という4つの視点で調査を実施する。

2. 企業選定方法

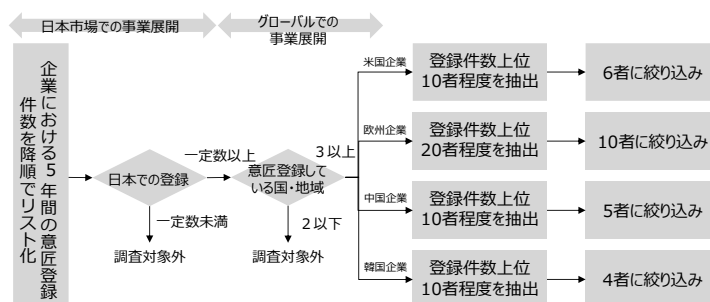
（1）選定にあたっての全体方針

分析対象企業として、日本を含めて国際的に事業展開し、積極的に意匠登録を行っていると思われる主要企業（グローバル企業）25社を選定する。具体的には直近（2022年）に日本で一定数の意匠登録件数および事業実態が認められ、かつ国際的な事業展開という観点から3庁以上で意匠登録がある企業を母集団とし、その中で意匠登録件数が比較的多い米国企業6社、欧州企業10社、中国企業5社、韓国企業4社を業種等のバランスを踏まえて選定した。

（2）企業の選定手順

本調査は、日本を含めてグローバルに事業展開している企業の意匠登録動向を分析することを目的としている。したがって、複数の国・地域において継続的に意匠登録されている企業を選定することが望ましい。また、意匠登録動向を分析するにあたっては、一定数の意匠登録件数が必要となるため、そのような企業の中でも意匠登録件数の多い方を優先して選定する。このような考え方に沿って、今回以下のステップで25社の企業選定を行った。

図表 0-3-1 調査対象企業の選定手順



第2節 調査結果概要

1. 分析対象企業

前述の手順で抽出された分析対象企業名と意匠登録件数の一覧を以下に示す。

図表 0-3-2 分析対象企業および意匠登録件数推移

#	企業名	居住国	意匠登録	2018	2019	2020	2021	2022	増加率
1	3M (スリーエム)	米	1,328	428	281	272	177	170	-60.3%
2	Apple (アップル)	米	6,647	783	1,454	1,449	1,696	1,265	61.6%
3	Google (グーグル)	米	4,973	571	1,747	1,044	803	808	41.5%
4	Nike (ナイキ)	米	10,769	1,863	1,998	2,613	1,561	2,734	46.8%
5	The Procter & Gamble (P&G)	米	3,930	806	577	880	1,077	590	-26.8%
6	SharkNinja (シャークニンジャ)	米	1,054	224	230	215	195	190	-15.2%
7	adidas (アディダス)	欧	1,637	323	336	409	343	226	-30.0%
8	Alfred Kärcher (ケルヒャー)	欧	726	128	150	240	132	76	-40.6%
9	Ferrari (フェラーリ)	欧	1,167	75	318	211	158	405	440.0%
10	Harry Winston (ハリー・ウィンストン)	欧	1,874	108	190	416	585	575	432.4%
11	Hermès (エルメス)	欧	1,214	303	173	224	282	232	-23.4%
12	Koninklijke Philips (フィリップス)	欧	4,615	663	633	1,188	1,068	1,063	60.3%
13	Louis Vuitton (ルイ・ヴィトン)	欧	1,138	86	220	262	260	310	260.5%
14	Philip Morris (フィリップモリス)	欧	1,021	163	423	165	136	134	-17.8%
15	Robert Bosch (ボッシュ)	欧	3,361	1,000	749	420	502	690	-31.0%
16	Volkswagen (フォルクスワーゲン)	欧	1,897	311	303	457	544	282	-9.3%
17	Beijing Zitiao Network Technology Co Ltd (Zitiao)	中	850	0	0	0	320	530	65.6%
18	Huawei Technologies (ファーウェイ)	中	2,773	220	486	687	852	528	140.0%
19	Midea Group (美的集団)	中	532	70	35	82	186	159	127.1%
20	OPPO (オッポ)	中	1,646	165	309	575	411	186	12.7%
21	Xiaomi (シャオミ)	中	3,711	266	512	1,270	846	817	207.1%
22	CJ CheilJedang (CJ第一製糖)	韓	3,221	460	526	624	1,068	543	18.0%
23	LG Electronics (LGエレクトロニクス)	韓	12,805	2,381	2,751	2,551	2,739	2,383	0.1%
24	Samsung Electronics (サムスン電子)	韓	8,830	1,358	1,120	2,475	2,260	1,617	19.1%
25	Spigen (シュピゲン)	韓	980	254	253	209	186	78	-69.3%

注1) 増加率＝(2022年の意匠登録件数－2018年の意匠登録件数)／(2018年の意匠登録件数)

なお、Zitiaoについては2018年から2020年の意匠登録件数は0件であるため、2018年の意匠登録件数に代えて2021年の意匠登録件数とした。

2. グローバル企業の傾向

(1) グローバル企業の意匠登録動向

グローバル企業 25 者を抽出したところ、LG Electronics (LG エレクトロニクス) が最も意匠登録件数が多く、Nike (ナイキ)、Samsung Electronics (サムスン電子) と続いており、いずれの企業も毎年 1,500 件～3,000 件強の件数を登録している。

一方で、2018 年と比較した意匠登録件数の増加割合でみると、これらの企業は必ずしも高くなく、Ferrari (フェラーリ)、Harry Winston (ハリー・ウィンストン)、Louis Vuitton (ルイ・ヴィトン)、Xiaomi (シャオミ) が 200%以上の伸びを見せている。

(2) 企業活動におけるデザイン面の取組

各企業におけるデザイン面からの取組を見ると、異分野で活躍しているデザイナーを迎え入れて自社のデザインを強化しようとする例が確認された。例えば、Google (グーグル) では、ハードウェア部門のデザインでは、元ジュエリーデザイナーの Ivy Ross 氏がバイスプレジデントを務めており、Google Pixel や Google Home 等を手掛けてきた。また、Samsung Electronics (サムスン電子) では、2022 年 12 月 30 日付で、メルセデス・ベンツ中国法人で CDO を務めていたイ・イルファン氏をモバイルエクスペリエンス事業部のデザインチーム長として迎え入れている。

これとは別で、新規事業進出に際して、新たにデザイナーを拡充する例も複数確認された。例えば Ferrari (フェラーリ) では、ブランド多様化プロジェクトの一環で、Nicola Boari 最高責任者の指揮の下にファッションラインが始動し、ジョルジオ アルマーニで経験を積み、パル ジレリのデザイナーを務めた Rocco Iannone 氏が 2019 年に加わった。また、Xiaomi (シャオミ) では、2023 年に発表した電気自動車の車体の設計やデザインについては、コンサルタントに元 BMW チーフデザイナーの Christopher Edward Bangle 氏を起用した。

これらはデザイン面の取組に関する一例に過ぎないが、今後こうしたデザイン活動に関する新たな潮流も意識していく必要がある。

第4章 各国及び地域におけるデザイン政策と意匠制度

本年度調査においては、調査対象地域を9か国・地域を対象に調査を行った。

図表 0-4-1 各国及び地域の意匠制度の概況

	日本	米国	欧州	中国	韓国
組織	特許庁	合衆国特許商標庁 (USPTO)	欧州知的財産庁 (EUIPO)	国家知識産権局 (CNIPA)	韓国特許庁(KIPO)
根拠法	意匠法 (昭和34年法律第125号)	合衆国法典 第35編 (35 U.S.C) 第16章	欧州共同体意匠規則 (Council Regulation (EC) No 6/2002)	専利法	デザイン保護法
規則・細則	意匠法施行規則	特許規則 (Patent Rules)、特許審査便覧、特許関連注意事項	共同体意匠実施規則 (Council Regulation (EC) No 2245/2002)	専利法実施細則	デザイン保護法施行令、デザイン保護法施行規則
審査基準	意匠審査基準	MPEP 審査ガイダンス	Guidelines	専利審査指南	デザイン審査基準
主な登録要件	新規性 (需要者) 創作非容易性 (当業者) 工業上利用可能性	新規性 (平均的な観察者) 非自明性 (通常のデザイナー) 装飾性	新規性 (共同体内で事業を営む当業者) 独自性 (情報に通じた使用者)	新規性 (一般消費者) 創作非容易性	新規性 (当該デザイン分野の通常人) 創作非容易性 (2014年7月より厳格化) 工業上利用可能性
新規性判断の基礎資料	・国内外公知意匠 ・国内外刊行物記載等	・特許された意匠 ・刊行物記載 ・公然実施等 (地域的な限定はない)	公衆の利用に供された意匠 (地域的な限定はないが、共同体内で事業を営む当業者にとって、通常の事業過程では合理的に知ることができないものは除く)	・国内外刊行物 ・国内外公知意匠	・国内外公知デザイン ・国内外公然実施デザイン ・国内外刊行物等
新規性等の審査の有無	有	有	無	有	有 (一部物品で無)
出願単位	一意匠一出願 (2021年4月1日より複数意匠一括出願に変更)	多意匠一出願 (単一の創作概念の範囲内に含まれる場合)	多意匠一出願 (ロカルノ分類が同一の場合)	多意匠一出願 (類似する意匠を10まで)	多意匠一出願 (2014年7月以降、同一ロカルノ分類のデザインを100まで)
関連意匠制度	有	無 (単一の創作概念の範囲内に含まれれば、実施例として、一出願に含めることは可能)	無 (多意匠一出願は可能)	無 (10以内であれば、類似する意匠を一出願に含めることが可能。また、国内優先権制度あり。)	有 (2014年7月より、類似意匠制度から変更)
部分意匠制度	有	有 (disclaim による)	有 (物品性を要求しないため)	有	有
秘密意匠制度	有	無	有	無	有
意匠権の存続期間及び起算点	出願日から25年	登録日から15年間 (2013年12月より前は14年)	出願日から5年、以後5年毎に4回まで更新可能で最長25年	出願日から15年 (2021年5月までは、10年)	登録日から20年 (2014年6月までは15年)

図表 0-4-2 各国及び地域の意匠制度の概況（前頁の続き）

	英国	マレーシア	シンガポール	インド
組織	英国知的財産庁 (UKIPO)	マレーシア知的財産公社 (MyIPO)	シンガポール知的財産庁 (IPOS)	特許意匠商標管理総庁 (CGPDTM)
根拠法	著作権、意匠及び特許法	意匠法	意匠法	2000 年意匠法
規則・細則	意匠規則	意匠規則	意匠規則、意匠（国際登録）規則	2001 年意匠規則
審査基準	意匠規則	非公表	非公表	意匠実務及び手続マニュアル
主な登録要件	新規性 独自性	新規性 公序又は道徳規範に反しないこと	新規性 公序良俗に反しないこと	新規性 独自性
新規性判断の基礎資料	公衆の利用に供された意匠（地域的な限定はない）	内外国公知、内外国刊行物	内外国公知公用、内外国刊行物	内外国刊行物（有形のものに限る）・内外国公用
新規性等の審査の有無	無	無	無	有
出願単位	多意匠一出願	多意匠一出願（数に上限なし）	多意匠一出願（50 以下）	一意匠一出願
関連意匠制度	有	有	有	無
部分意匠制度	有	制定法上はないが実務上認められることが多い	有	制定法上はないが実務上認められることが多い
秘密意匠制度	有	無	有（公開延期）	無
意匠権の存続期間及び起算点	出願日から 5 年、以後 5 年毎に 4 回まで更新可能で最長 25 年	出願日から 5 年、以後 5 年毎に 4 回延長でき、最長 25 年	登録日から 5 年、以後 5 年毎に 2 回まで延長可能で最長 15 年	出願日から 10 年、以後 1 回のみ 5 年の更新可能で最長 15 年

第5章 総合分析

第1節 時系列データを用いた各国の傾向分析

1. 調査概要

(1) 背景・目的

意匠マクロ調査は、2005 年より調査を開始しており、本年度で 18 年を迎える。本調査では過去 18 年の時系列の意匠登録件数のデータと国際機関等が公表しているマクロ経済指標等を用いることで、各国の意匠登録件数の傾向を把握する。

特に、日本では「特許法等の一部を改正する法律案」が 2019 年 5 月 10 日に可決・成立し、同年 5 月 17 日に法律第 3 号として公布された。2020 年 4 月に意匠法が改正され、画像・建築物・内装のデザインについても登録可能となるなど大幅改正されており、これらに関する意匠登録件数への影響も検討したい。本調査では時系列データを用いることで各国の制度改正の影響についても把握する（第 2 節から第 7 節）。

加えて、本年度においては 2018～2022 年を対象に為替と意匠登録件数の関係性について分析を行う。

(2) 仮説及び分析の手順

本年度調査では、「意匠登録件数はマクロ経済指標等と相関関係にあるが、意匠制度の保護対象の拡大等は、通常の経済動向の影響以上に意匠登録件数が増加する」ことを仮説とし、これを踏まえて 2 段階のステップで分析をおこなう。

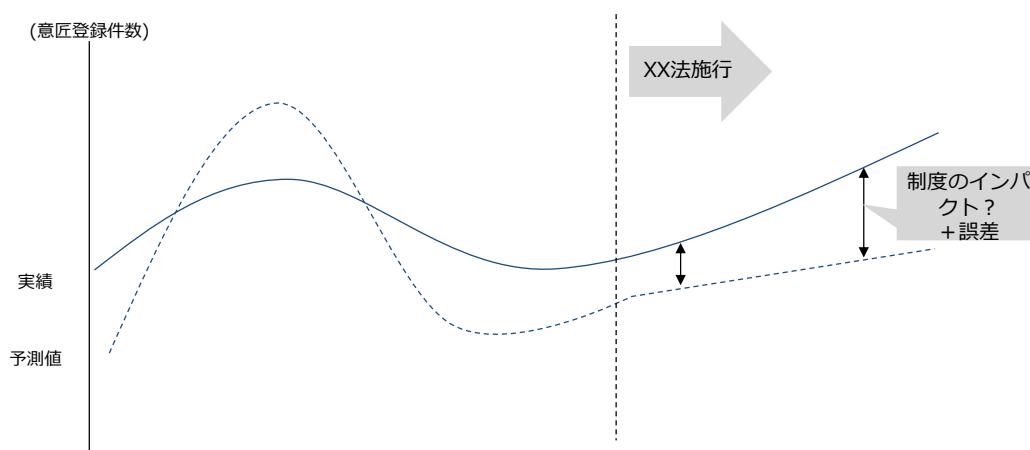
まず、各国における意匠登録件数と相関関係が高いマクロ経済指標等を抽出し、そのうえで制度的なインパクトを定性的に検討する。

図表 0-5-1 分析の手順

- | |
|---|
| あ) 時系列データから各国のマクロ経済指標との相関関係を把握する
い) あ)を参考にしつつ、制度的なインパクトを検討する |
|---|

い) について補足すると、あ) で求められたマクロ経済指標等により予測値を作成し、これを補助線にして、制度のインパクトを定性的に検討するものである。

図表 0-5-2 制度的なインパクトの検討イメージ

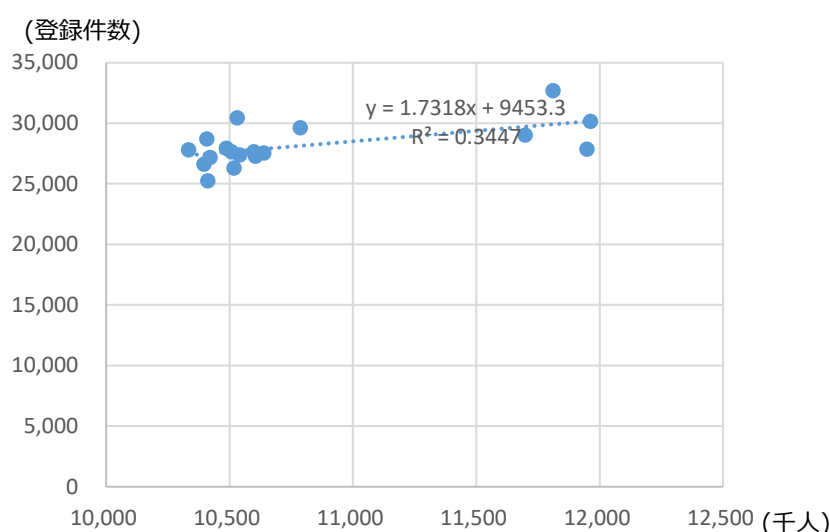


(3) 用語等

本年度の分析では、回帰分析を用いて分析を行った。回帰とは、被説明変数(y)について説明変数(x)を使った式で表現することを指す。この関係性を示した式を「回帰式」といい、回帰式を図で表したのが「回帰直線」、回帰式を算出することを「回帰分析」という。回帰式はもっとも誤差(u)が小さくなる式により求められ、最小二乗法と呼ばれる方法で算出している。

たとえば、日本の 2005~2022 年のデータを対象に、各年の意匠登録件数を y、製造業就業者人口を x としたときには、 y (意匠登録件数) $= 1.7318x$ (製造業就業者人口[千人]) $+ 9453.3$ (切片) であらわすことができる。

図表 0-5-3 回帰式の例（意匠登録件数：y、製造業就業者人口：x）



回帰分析では様々な統計量をあらわす用語があるが、本稿では回帰式及び R^2 と p 値を主にあつかう。

図表 0-5-4 用語

用語	概説
R^2 (決定係数)	回帰式がどの程度被説明変数を説明できるのかを表す値。0~1 の値をとる。
p 値	帰無仮説（係数が 0 である）が正しいと仮定した場合に、その値となる確率を指す。P 値が小さいほど、その値になることはなく、帰無仮説を棄却できる。一般的には P 値が 5%や 1%以下（それぞれ*[アスタリスク]で表現することが多く、5%以下では*、1%以下では**と表す）を棄却することが多い。
(参考) 相関係数	XとYの間の相関関係を表し、-1~1 であらわす。
(参考) t 値	帰無仮説（係数が 0 である）が正しいと仮定した場合に、統計量が t 分布に従った場合の統計量である。分布はサンプルサイズとばらつきの両方を踏まえたものとなる。

このほか、留意点としては、EUIPO についてはハーグ経由の意匠登録件数を除いて算出しており、合計値は第 2 部の値と異なる。また、2005 年の韓国・中国においてはロカルノ分類が付与されているもののみを集計対象とした。

(4) 変数の設定

回帰分析における被説明変数は 2005～2022 年の意匠登録件数を用いた。また、説明変数については、以下の①～⑦のデータを用いた。変数の設定にあたっては、①国内消費市場の拡大/縮小、②～④は生産規模の拡大/縮小、⑤～⑥は国内の付加価値の拡大/縮小、⑦は前年からの影響を想定して設定した。

図表 0-5-5 利用したマクロ経済指標等⁶

①人口（千人）
②労働力人口（千人） ⁷
③就業者人口（千人）
④製造業就業者人口（千人）
⑤GDP（百万\$）
⑥製造業の GDP（百万\$）
⑦前年の意匠登録件数（件数）

(5) 調査対象の制度

対象となる制度は、意匠権の出願人に影響がある WIPO Lex 及び過年度調査、各種公表資料で紹介されている改正動向について、意匠登録件数のグラフに加筆した。

図表 0-5-6 対象とした制度一覧

	日本	米国	EU	中国	韓国
2005	知的財産高等裁判所施行[2004 成立、2005.4.1 施行]				
2006	「意匠法等の一部を改正する法律」により新規性喪失の例外適用手続き見直し[2006 成立、2006.9.1 施行]				
2007	「意匠法等の一部を改正する法律」により輸出の定義規定の追加等[2006 成立、2007.1.1 施行]、画面デザインの保護の拡充、意匠権の保護期間が 15 年から 20 年に延長など[2006 成立、最も遅いものは 2007.4.1 施行]				

⁶ データの出典は、①、⑤～⑥：UN、②～④：ILO のデータを用いた。被説明変数および⑦は特許庁データ及び Orbit Design のデータを使用した。①～⑥は 2005～2022 年の 18 時点、⑦は 2006～2022 年の 17 時点を対象。

⁷ 労働力人口とは、労働の意思と労働可能な能力をもった 15 歳以上である。就業者＋完全失業者の合計で算出。

	日本	米国	EU	中国	韓国
2008			ハーグ協定 [2007.9 批准、 2008.1.1 発効] Fast-Track 制度 開始[2008.9.23 施行]		無審査登録制度の 拡大（加工食品及 び嗜好品、画像） [2008.1.1 施行]
2009	「特許法等の一部を 改正する法律」によ り、不服審判請求 期間の延長と手数 料の銀行口座から の納付の導入 [2008.4 成立、 2009.1.1 施行]			専利法改正（意匠 権行使範囲の見直 し、創作非容易性 および類似意匠制 度導入） [2009.10.1 施行]	
2010				中国専利法実施細 則及び審査指南の 施行[2010.6.28 開始]（創作非容 易性が導入）	デザイン保護法施行 規則が改正。立体 図面の提出の許 容、図面提出方法 の自由化、無審査 品目の拡大（装飾 品、履物、書画用 品、事務用品）、 存続期間の延長 [2010.1.1 施行]
2011					無審査品目の拡大 （身の回り品、かば ん、衣服、家庭用 健康衛生用品、慶 弔用品、室内用小 型整理用具、広告 用具、電子計算 機）[2011.1.1 施 行]
2012	「特許法等の一部を 改正する法律」によ り意匠登録料金の 引き下げ[2011 成 立、2012.4.1]				
2013		グレースピリオドを有 する先願主義に移 行[2013 年] 保護期間が 14→ 15 年に延長[2012 成立、 2013.12.18 施 行]		専利審査指南改正 により先行意匠を検 索により確認 [2013.10.15 開 始]	

	日本	米国	EU	中国	韓国
2014		意匠特許登録出願手数料の値下げ [2014.1]	(2007年12月のスベアパーツを保護対象外とする法案があったが 2014.5.31 廃案)	専利審査指南改正によりGUIの保護が開始[2014.5 開始] 知的財産法院の設置[2014.11.3 施行]	韓国意匠法全面改正(創作性要件の強化、関連意匠制度導入、無審査品目を18分類→3分類に縮小し名称を一部審査登録制度に変更) [2014.7.1.施行] ハーグ協定経由での国際出願制度開始 [2014.7 発効]
2015	「特許法等の一部を改正する法律」によりハーグ協定経由での国際意匠登録制度[2014 成立、2015.5.13 発効]	「特許法等の一部を改正する法律」によりハーグ協定経由での国際意匠登録制度[2012 成立、2015.5.13 発効]		「最高人民法院による専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定」により権利者保護を拡充(損害賠償額の認定方法の変更等)[2015.2.1 施行]	意匠審査基準の改訂(図面要件の緩和など) [2015.10.1]
2016			OHIM より EUIPO に改称 [2016.3.23]	「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)」(意匠の類否を判断する場合の認定方法、組み物・部品・変化する意匠の保護範囲等) [2016.4.1 施行]	意匠審査基準の改訂(画面デザインの特有の事情の反映)[2016.1.1] 個人の出願費用減免制度[2016.7 開始]
2017				北京市高級裁判所《特許権侵害判定指南》修訂(意匠権の保護範囲の確定等) [2017.4.27 公表]	意匠審査基準の改訂(創作非容易性要件の判断における運用変更など) [2017.1.1]
2018	新規性喪失の例外の適用期間の延長 [2018.6.9 施行]	意匠特許出願・登録関係料金の値上げ[2018.1.16]		SIPO より CNIPA に改称[2018.8.28 開始]	部分デザインにおける一体性認定の範囲拡大など [2018.1.1 施行]
2019				専利審査指南改正により優先審査の明確化と希望者に遅延審査の審査 [2019.11.1 施行]	デザインの表現様式の一部要件緩和やフォント・食品の特殊なデザインの審査基準の新設 [2019.1.1 施行] 国選代理人制度の導入[2019.7.9] 新規性喪失の例外の証明書類などの変更[2019.10.1]

	日本	米国	EU	中国	韓国
2020	優先権書類の特許 庁間における電子 的交換[2018 成 立、2020.1.1 施 行] 令和元年意匠法改 正（保護対象の拡 充、関連意匠制度 の拡充） [2020.4.1 施行]	早期審査料の値上 げ[2020.10.2]			アクセスコードなどの 修正[2020.9.1]
2021	令和元年意匠法改 正一部施行開始 （複数意匠一括出 願の導入等） 2021.4.1 施行]			中国第 4 次改正専 利法(部分外観設 計[日本の意匠法に 相当]、意匠特許の 保護期間延長) [2021.6.1 施行]	意匠権の損害額の 計算方法の変更 [2021.6.22 施行] デザイン保護法改正 （画像、建築物、 内装に保護範囲拡 大）[2021.10.21 施行]
2022		特許証の電子発行 [2022.5.24] 小規模・零細事業 体の意匠特許登録 料の値下げ [2022.12.29]		ハーグ協定ジュネー ブ改正協定への加 盟[2022.5.5]	関連デザインの出願 期間の拡張、新規 性喪失の例外の拡 大[2022.12.21]

2. 分析結果（あ）データから各国のマクロ経済指標との相関関係を把握する）

下表では日米欧中韓における当該期間の意匠登録件数との相関関係をみるために、回帰式と説明変数の p 値、モデル自体の当てはまりを整理した。

日本では、④製造業就業者人口、⑦前年の意匠登録件数のみに相関がある。米国では、製造業就業者人口以外では相関があり、中国では人口や GDP などと相関がみられ、韓国ではいずれの変数でも相関がみられた。

図表 0-5-7 マクロ経済指標等と意匠登録件数の相関関係⁸

		日本		
		回帰式	p値	R ²
日本	①人口（千人）	$y=0.0093x+27001.1$		0.000
	②労働力人口（千人）	$y=0.2084x+14224.8$		0.014
	③就業者人口（千人）	$y=-0.032x+30238$		0.001
	④製造業就業者人口（千人）	$y=1.7318x+9453.3$	*	0.345
	⑤GDP（百万\$）	$y=-0.001x+33267.2$		0.099
	⑥製造業のGDP（百万\$）	$y=-0.0041x+32396.4$		0.054
	⑦前年の意匠登録件数（件数）	$y=0.389x+16999.8$	*	0.236
米国	①人口（千人）	$y=0.4015x-102347.5$	**	0.791
	②労働力人口（千人）	$y=1.0453x-143379.6$	**	0.886
	③就業者人口（千人）	$y=0.7558x-89088.5$	**	0.743
	④製造業就業者人口（千人）	$y=-1.5419x+51481.2$		0.037
	⑤GDP（百万\$）	$y=0.0015x-1221.6$	**	0.793
	⑥製造業のGDP（百万\$）	$y=0.019x-13100.7$	**	0.765
	⑦前年の意匠登録件数（件数）	$y=0.7966x+6450.3$	**	0.792
EU	①人口（千人）	$y=0.1083x+27128.3$		0.052
	②労働力人口（千人）	$y=0.2869x+11788.4$		0.098
	③就業者人口（千人）	$y=0.4713x-23121.4$	*	0.222
	④製造業就業者人口（千人）	$y=-1.9455x+149709.7$		0.106
	⑤GDP（百万\$）	$y=0.004x+11083.3$	+	0.218
	⑥製造業のGDP（百万\$）	$y=0.0319x+2112.3$	*	0.237
	⑦前年の意匠登録件数（件数）	$y=0.8229x+15555.4$	**	0.672
中国	①人口（千人）	$y=4.8151x-6216065.1$	**	0.881
	②労働力人口（千人）	$y=6.2592x-4486422.3$		0.051
	③就業者人口（千人）	$y=3.5389x-2232214.4$		0.017
	④製造業就業者人口（千人）	$y=-0.6229x+502782$		0.001
	⑤GDP（百万\$）	$y=0.042x+2722.3$	**	0.927
	⑥製造業のGDP（百万\$）	$y=0.1605x-40526.2$	**	0.923
	⑦前年の意匠登録件数（件数）	$y=0.9352x+62961.4$	**	0.889
韓国	①人口（千人）	$y=5.0846x-209512.4$	**	0.815
	②労働力人口（千人）	$y=4.1619x-65977.9$	**	0.808
	③就業者人口（千人）	$y=4.4511x-69742.7$	**	0.840
	④製造業就業者人口（千人）	$y=27.9873x-76363.3$	**	0.750
	⑤GDP（百万\$）	$y=0.0272x+7915.6$	**	0.803
	⑥製造業のGDP（百万\$）	$y=0.1047x+7433.9$	**	0.802
	⑦前年の意匠登録件数（件数）	$y=0.7914x+10445.2$	**	0.672

⁸ データの出典は、①、⑤～⑥：UN、②～④：ILO のデータを用いた。被説明変数および⑦は特許庁データ及び Orbit Design のデータを使用した。①～⑥は 2005～2022 年の 18 時点、⑦は 2006～2022 年の 17 時点を対象。

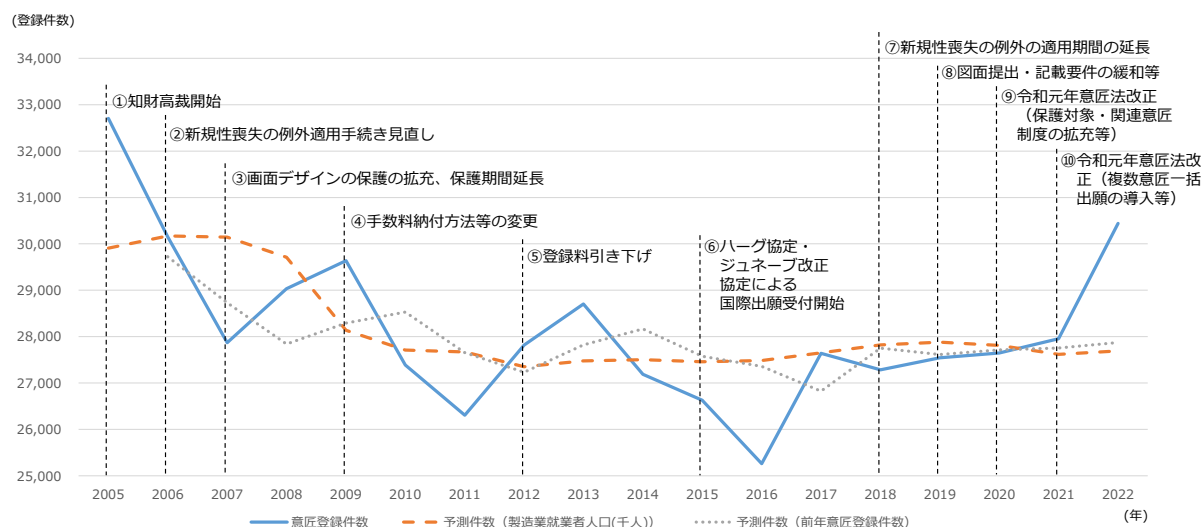
3. い) あ) を参考にしつつ、制度的なインパクトを検討する

前述の制度を対象として制度的なインパクトを検証した。この際には、あ) で算出した比較的当てはまりがよい回帰式を用いて予測値を算出し、予測値と実績を見比べて、その差分を制度的なインパクトとみなして影響可能性を検討する。予測値の算出にあたっては、①～⑥のうち最も決定係数が高い変数を用いることとし、日本は製造業就業者数、米国は労働力人口、EU は製造業 GDP、中国は GDP、韓国は就業者人口とした。また、いずれの国の分析においても⑦前年意匠登録件数を用いて分析した。

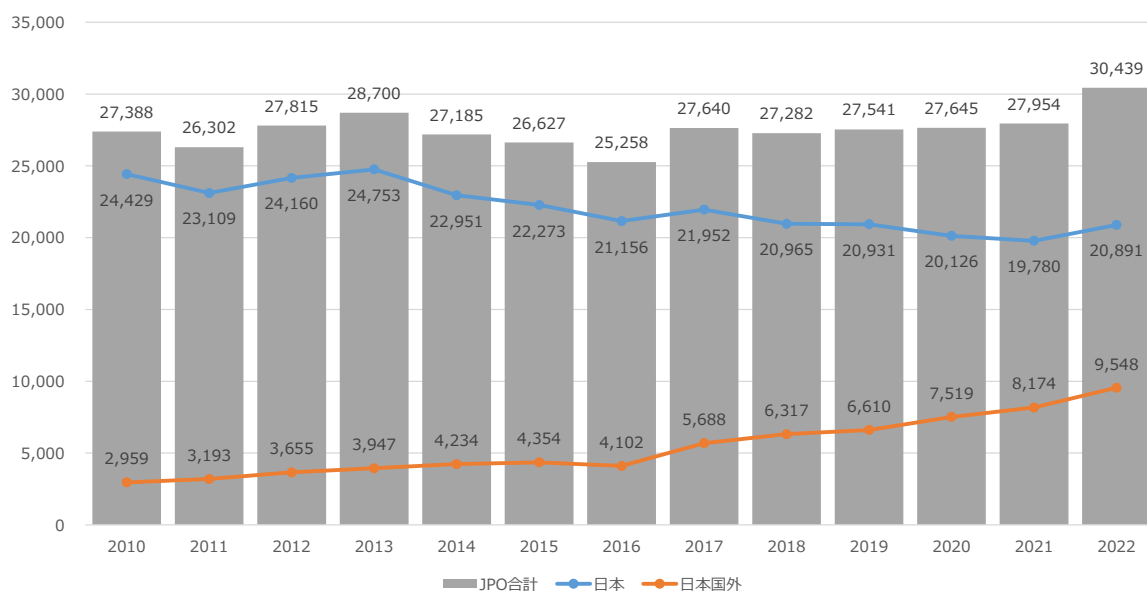
(1) 日本

日本（JPO）への出願においては、③画面デザインの保護の拡充、保護期間延長、④拒絶査定不服審判の請求期間の延長、手数料納付方法の変更、⑤登録料引き下げなどにおいて、一定のインパクトがあったと推察される。加えて、⑥のハーグ協定のジュネーブ改訂協定においては、2017 年頃から効果がみられ、2021 年・2022 年より予測値より上回っており、制度改正のインパクトがあったと推察される。ただし、日本在住者からの意匠登録件数は減少が続いており、2010 年から国内外の出願動向をみると、JPO への外国在住者からの意匠登録件数の約 10%程度であったが、現在では約 30%程度まで増加しており、日本国外からの意匠登録件数は 2,959 件→9,548 件まで増加している。

図表 0-5-8 日本における制度改正と意匠登録件数



図表 0-5-9 (参考) (日本における国内外別にみた意匠登録件数 (2010~2022 年))



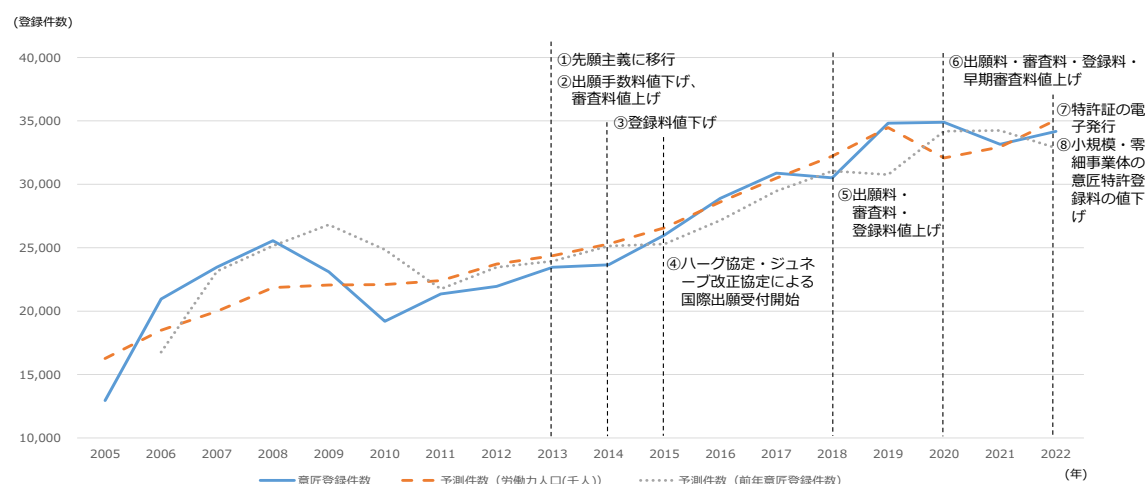
注釈) 過去の意匠マクロ調査を基に算出した。

(2) 米国

米国 (USPTO) は日中韓に比べてあまり制度改革はみられないが、2013~2015 年の間に①先願主義に移行、②出願手数料値下げ、③ハーグ協定のジュネーブ改正協定などの制度改革が集中している。また、2015 年よりアップル vs サムスンの意匠権をめぐる訴訟において意匠権が含まれていたことも影響があったとみられ、制度改革のみの影響をみていくことは難しいが、2010 年以降、意匠登録件数は増加傾向が続いている。他方で、⑤出願料・審査料・登録料値上げの年においては例年の推移に比べて減少しているようにみえる。

なお、2022 年には小規模・零細事業体の意匠特許登録料の値下げがなされたが、予測件数よりは下回る結果となっている。

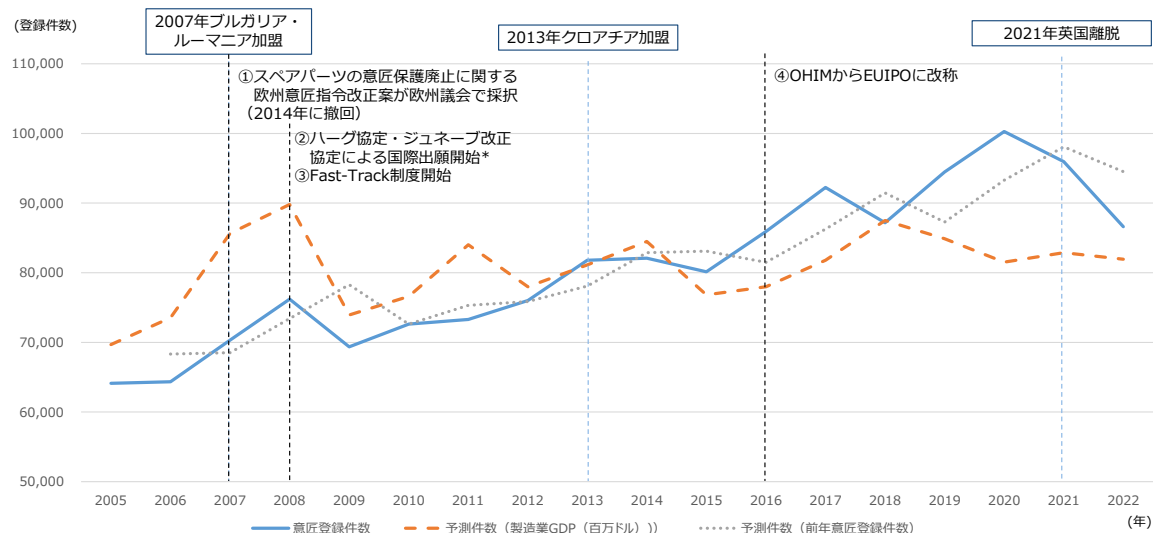
図表 0-5-10 米国における制度改革と意匠登録件数



(3) 欧州 (EUIPO)

欧州 (EUIPO) における出願者に影響を与えそうな制度は、2008 年の②ハーグ協定・ジュネーブ改正協定及び③Fast-Track 制度が挙げられ、制度導入の当該年は前年意匠登録件数による予測値より高い値となった。また、英国が EU を離脱したことで製造業 GDP による予測値の減少以上に意匠登録件数の減少幅が大きい。

図表 0-5-11 欧州における制度改正と意匠登録件数



注釈) EUIPO についてはハーグ協定のジュネーブ改正協定経由の意匠登録件数を除いて算出

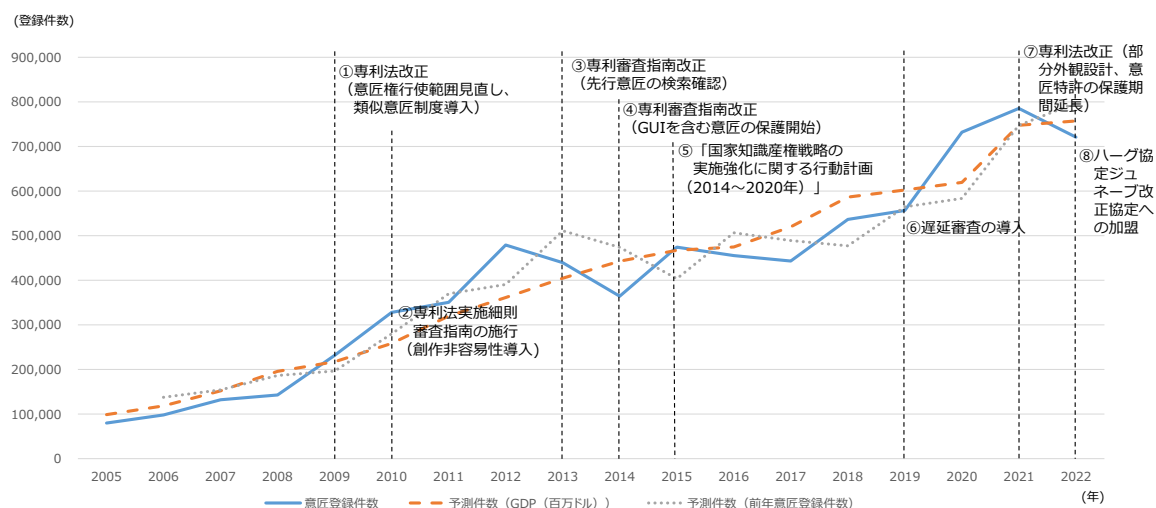
(4) 中国 (CNIPA)

中国 (CNIPA) においては、過去 15 年で他国に比べて大幅に増加している。2009 年①専利法改正、2010 年②専利法実施細則などの要件が厳格化にもかかわらず減少しなかったが、2013 年に③専利審査指南改正により先行意匠の検索確認が開始された翌年には減少傾向となっている。

その後、④GUI の保護に拡大などで翌年の登録件数を伸ばした後に、2015 年以降減少傾向となっている。この背景には、2015 年 1 月に国務院が発表した「国家知識産権の実施強化に関する行動計画」をみると、量から質への転換をはかるとしている。この結果が減少に寄与したと思われる。ただし、累次に意匠関連施策が進められ、2018 年から 2021 年までは再度増加傾向となり、特に⑦第 4 次改正専利法により部分外観設計・意匠特許の保護期間延長がなされ、この時期には予想件数よりも大幅に上回るように増加している。

他方、2022 年においては⑧ハーグ協定ジュネーブ改正協定へ加盟したにもかかわらず、予測値よりも減少幅が大きかった。

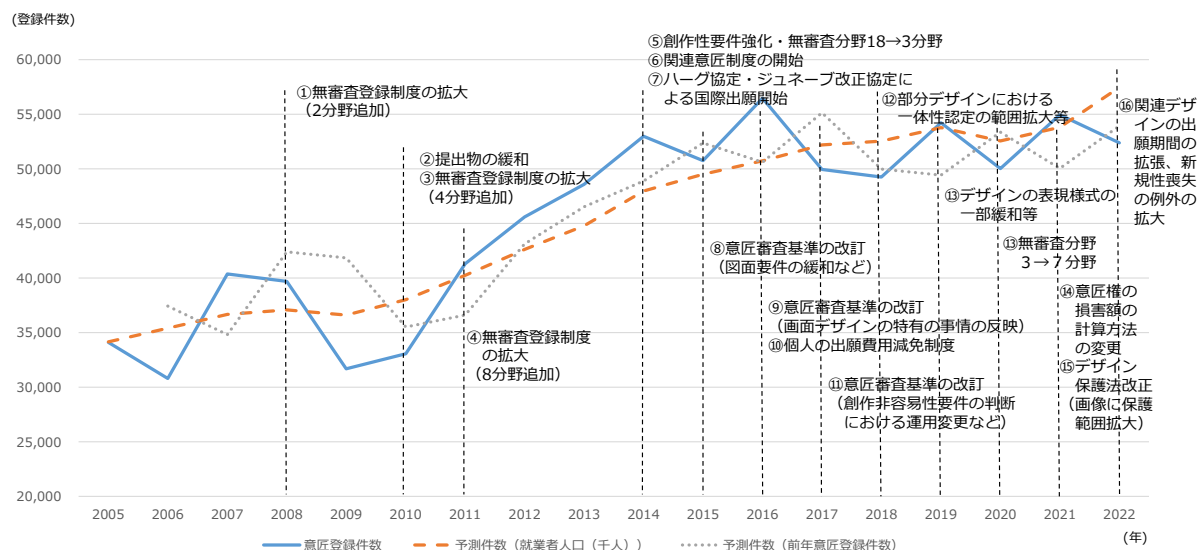
図表 0-5-12 中国における制度改正と意匠登録件数



(5) 韓国 (KIPO)

韓国では、2008 年のリーマンショック後に一度減少しているが、無審査登録制度の拡大により増加傾向が続いている。ただし、韓国は他国よりも高頻度で制度改正がなされている。意匠の減少に寄与するような制度改正もあり、⑤創作要件強化・無審査品目 18→3 品目などの翌年は減少になり、2016 年以降は一度減少した。しかし、緩和策や保護範囲の改善に寄与する改正が行われた 2019 年・2021 年には増加している。他方、⑩は関連デザインの出願期間の拡張などの施策が行われたが当該年は減少している。

図表 0-5-13 韓国における制度改正と意匠登録件数



4. 為替と意匠登録件数との関係性

(1) 仮説の設定

本調査では「円安が進行すると、他国企業の対日投資が増え、意匠登録件数が増加する」ことを仮説として検証した。

前節までの分析と大きく異なることは、円安は相手先国との関係性に依存するため、国際的な間での値をもとに分析する必要がある。このため、上記の仮説を「対象国 A に対して円安が進行すると、対象国 A から JPO への意匠登録件数が増加する」「対象国 A に対して円安が進行すると、日本から対象国 A の特許庁への登録件数が減少する」という仮説に置き換えて、検証を行った。

(2) 変数の選定

説明変数は三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「外国為替相場⁹」を用い、年平均 TTS¹⁰を利用した。被説明変数は特許庁の保有する意匠登録件数を用いた。2015 年に日本がハーグ協定ジュネーブ改正協定に加盟してから数年経過した頃から実施することが他の要因が含まれないと考えられるため、いずれも 2018 年から 2022 年の値を用いた。

⁹ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「外国為替相場」

<https://www.murc-kawasesouba.jp/fx/index.php>

¹⁰ TTS とは、Telegraphic Transfer Selling rate の略で日本円を外貨に替えるときに適用される値を指す。

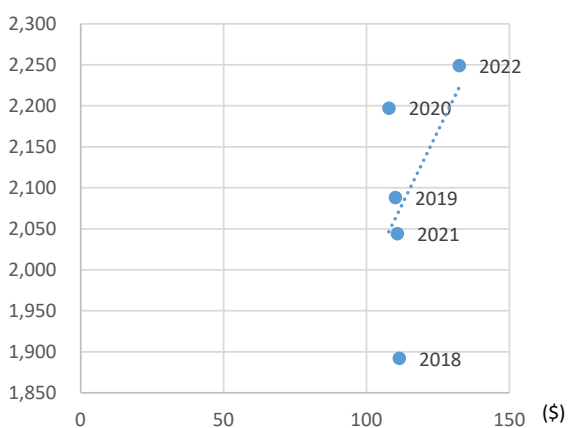
(3) 日本への意匠登録と為替の影響

分析結果をみると、おおよそ円安が進む（右軸に近づく）ほど、意匠登録件数が増加する傾向がみられた。特に米国・中国は、EU・韓国よりも顕著であった。

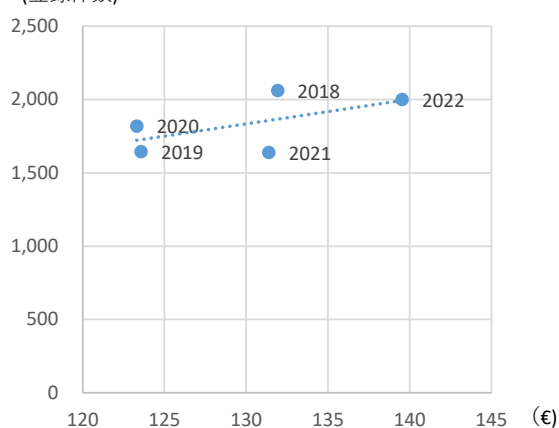
なお、本節及び次節ともに円安と意匠登録件数を把握するために回帰直線を付記したが、サンプルサイズが小さく誤解を与えるおそれがあることから回帰式や決定係数は記載していない。なお、回帰直線等の用語については1. (3) を参照されたい。

図表 0-5-14 各国から日本への意匠登録と為替の影響（数値は当該年）

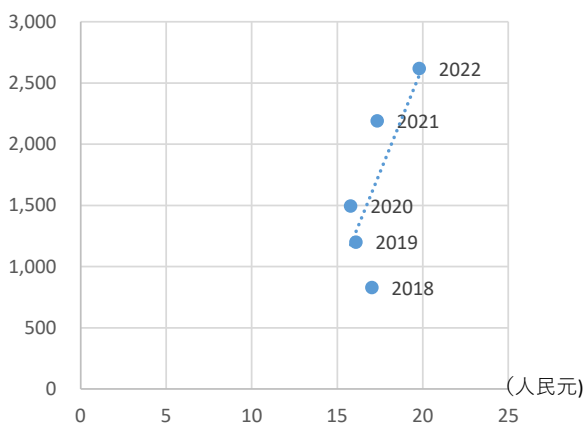
(登録件数) 米国から日本への意匠登録と為替



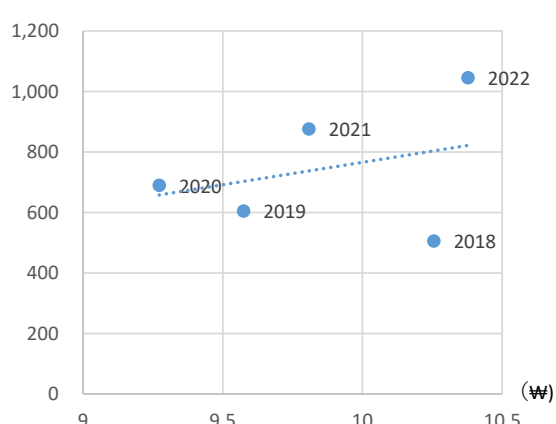
(登録件数) EUから日本への意匠登録と為替



(登録件数) 中国から日本への意匠登録と為替



(登録件数) 韓国から日本への意匠登録と為替

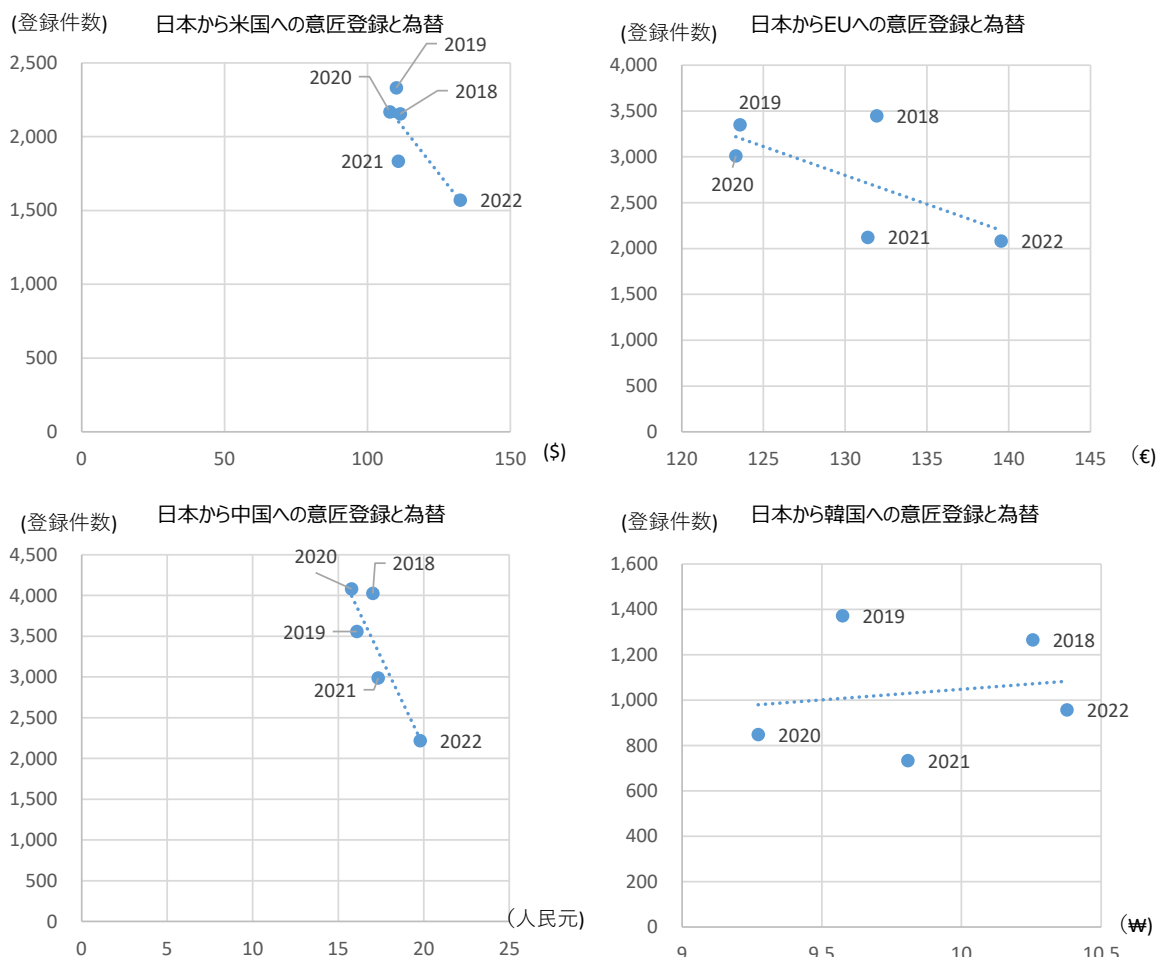


注釈) 点線は回帰直線。ただし、サンプルサイズが小さく誤解を避けるために回帰式は掲載しない。

(4) 日本から各国に対する意匠登録と為替への影響

分析結果をみると、おおよそ円安が進む（右軸に近づく）ほど、日本から海外特許庁への意匠登録件数が減少する傾向がみられ、特に米国・中国は、欧州よりも顕著であった。他方で、韓国に対しては相関関係が確認できなかった。

図表 0-5-15 日本から各国への意匠登録（数値は当該年）



注釈）点線は回帰直線。ただし、サンプルサイズが小さく誤解を避けるために回帰式は掲載しない。

(5) 小括

為替は少なくとも過去5年間の値をみる限りでは、円安が進むほど、米国・EU・中国・韓国からJPOへの出願が増加し、逆に日本から米国・EU・中国に対する意匠登録件数が減少する傾向がみられた。なお、日本から韓国への意匠登録出願については、為替との相関が確認できなかった。

ただし、あくまでも5時点のみを対象としているため、より長期的な分析を行う場合には異なる傾向がみられる可能性があることは留意する必要がある。

5. 本年度調査のまとめと課題・展望

時系列のデータを用いることで、マクロデータとの関係性を把握でき、これらを用いた推定式により制度の影響をみていく上での補助線となった。いずれの国においても、保護範囲の拡大や料金の引き下げは意匠登録の拡大につながっていると思われる。他方で、米国、中国や韓国にみられたように、値上げや審査の厳格化等は意匠登録件数の縮小に一定程度の影響がみられている。

この分析手法の課題としては、特に日本・EUにおいては回帰式のあてはまりが良いとはいえず、モデルの精緻化が求められる。他方で、18時点のデータではサンプルサイズが少なく、現状のデータに対して多くの説明変数を用いることは望ましくない。

また、本年度は為替について試算的に分析を行った。この結果を見る限りでは、円安が進むことで、日本における製造を期待し、他国は日本への意匠登録を増やし、日本企業は国内回帰等により海外への意匠登録を減少させる可能性がある。ただし、調査期間が5年間に限られるため、過度にこの結果に依存しすぎず、今後の経過を確認する必要がある。

多様な要因を排除し、より詳細な分析を実施するのであれば、ミクロな要因に着目して分析する手法も考えられる。たとえば、令和元年度意匠出願動向調査・マクロ調査¹では、企業活動基本調査などのデータを用いて、個別企業の意匠登録の要因をあきらかにするほか、意匠登録によって各企業に対してどの程度利益をもたらしているのか等について分析を行っている。個別の要因の影響もしくは意匠登録への影響について、分析を深めていくことが可能であるだろう。

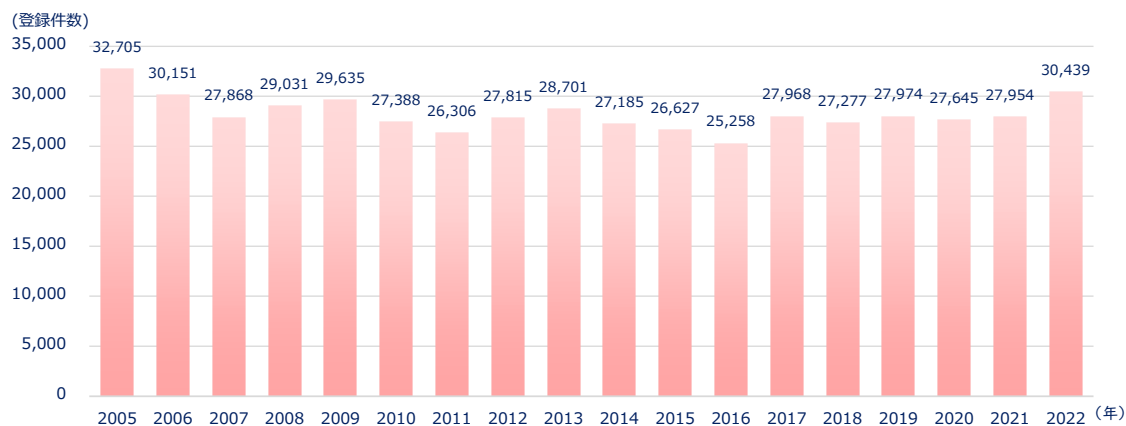
1.日本(JPO)

※本ページにおける意匠登録件数は、意匠公報発行年ベースで集計した件数。

● 意匠登録動向

- JPOにおける意匠登録件数の推移をみると、2005年が32,705件であり、2016年が25,258件と直近では最も少なくなっていたが、その後増加傾向に転じ、2022年では30,439件となった。

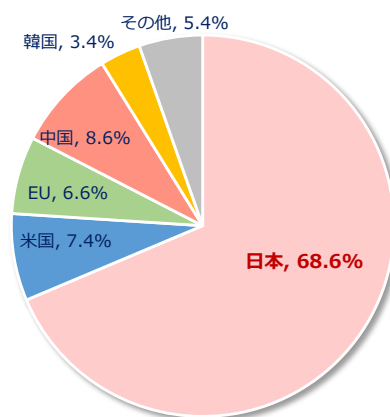
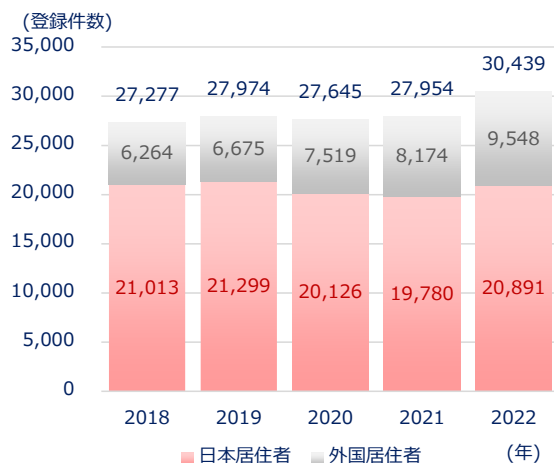
図表：JPOへの意匠登録件数の推移(2005～2022年)



- JPOでの日本居住者の意匠登録件数は減少傾向となっている一方、外国居住者の意匠登録件数が増加しており、全体の3割程度を占めている。中国、米国、EU、韓国の順で多くなっている。

図表：JPOへの意匠登録件数の推移（居住国別）

図表：JPOへの意匠登録件数構成比（居住国別）
(2022年)



- JPOでの登録が多い分野は、クラス14（記録、通信又は情報検索の機器）が3,514件で最も多く、クラス09（物品の輸送又は荷扱いのための包装容器及び容器）、クラス06（室内用品）と続く。

3,514



クラス14
記録、通信又は情報検索の機器

2,327



クラス09
物品の輸送又は荷扱いのための
包装容器及び容器

2,243



クラス06
室内用品

● 直近の主な制度改正や特許庁の取組

- 「不正競争防止法等の一部を改正する法律」により、2024年1月1日より意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続が緩和された。

トピックス	概要
意匠の新規性喪失の例外規定の適用手続の要件緩和	● 意匠登録を受ける権利を有する者（権利の承継人も含む）の行為に起因して公開された意匠について、①同日に二以上の公開があってもいずれかの行為について証明書を提出する、②先の公開行為について証明書を提出することで、意匠の新規性喪失の例外規定の適用が可能（2024年1月1日より）
特許法等の一部を改正する法律案	● 複数意匠一括出願、物品区分の扱いの見直し、手続救済既定の拡充（2021年4月1日より）

- 中小企業の海外出願を促進するため、海外への事業展開等を計画している中小企業に対して、外国出願（ハーグ協定に基づく意匠の国際出願も含む）に必要な費用の半額を助成している。

特許庁中小企業応援宣言!

知財を生かす!

海外展開支援策

まる分かりガイド

外国出願補助金
審査請求補助金
中間応答補助金
模倣品対策支援
冒認商標無効・取消係争支援
防衛型侵害対策支援
海外知財訴訟費用保険
知財総合支援窓口

海外展開に向けて知財の支援策を知りたい!

海外における知財活動

情報収集

- 海外の知財制度等の情報収集をしたい! p14
- 海外知財登録リスクリスク対策マニュアル・模倣品対策マニュアル p14

権利化

- 外国出願にはお金がかかる... 外国出願費用の負担を軽減したい! p4
- 外国出願の権利化を目指したい! p6
- 拒絶理由通知に応答したい! p7

権利行使（侵害対策）

- 海外での模倣品被害を何とかしたい! p8
- 海外企業に自社の商標を侵害された! p9
- 外国企業から警告状が届いた、訴えられた! p10

知財の専門家に無料で相談できます!

知財総合支援窓口 0570-082100

特許庁「外国出願に要する費用の半額を補助します」
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html

● 出願上のポイント

- 日本の意匠制度は「意匠法」を根拠。
- 意匠の登録にあたっては審査官により実体審査が行われる（平均FA期間は約6か月）。
- 保護対象には、画像・建築物・内装のデザインも含まれる（2020年4月1日～）。
- 保護期間は出願から最長25年。
- 新規性喪失の例外適用可能期間は1年（自ら意匠を公開した場合は証明書の提出が必要）。
- 部分意匠制度、関連意匠制度、秘密意匠制度などの各種制度がある。
- 複数意匠一括出願が可能（2021年4月1日～）。
- 2015年5月13日よりハーグ協定ジュネーブ改正協定に参加。

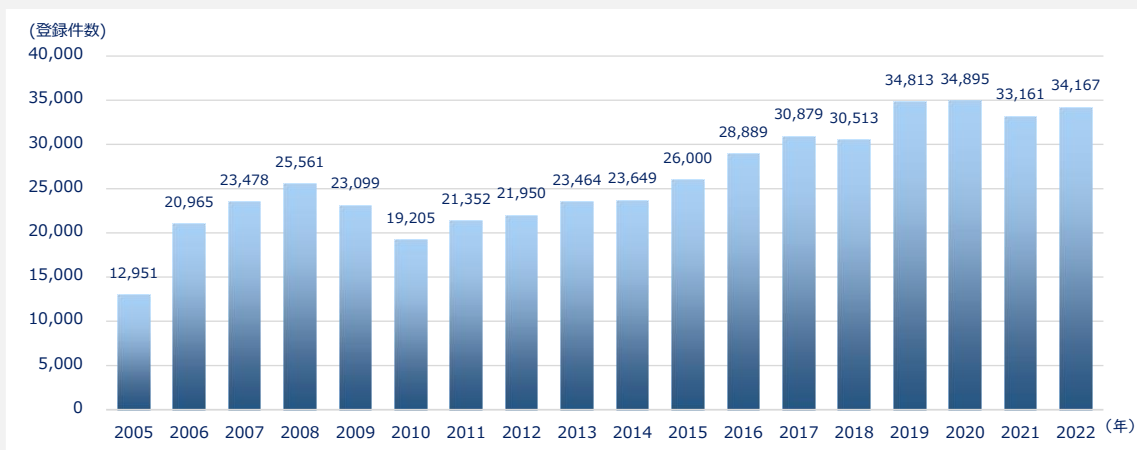
2.米国(USPTO)

※本ページにおける意匠登録件数は、意匠公報発行年ベースで集計した件数。

● 意匠登録動向

- USPTOにおける意匠登録件数の推移をみると、2008年に25,561件となって以降減少傾向の時期もあったが、2011年より増加傾向に転じ、2020年では34,895件と過去最大となった。しかし、2021年減少に転じたが、2022年には34,167件に回復している。

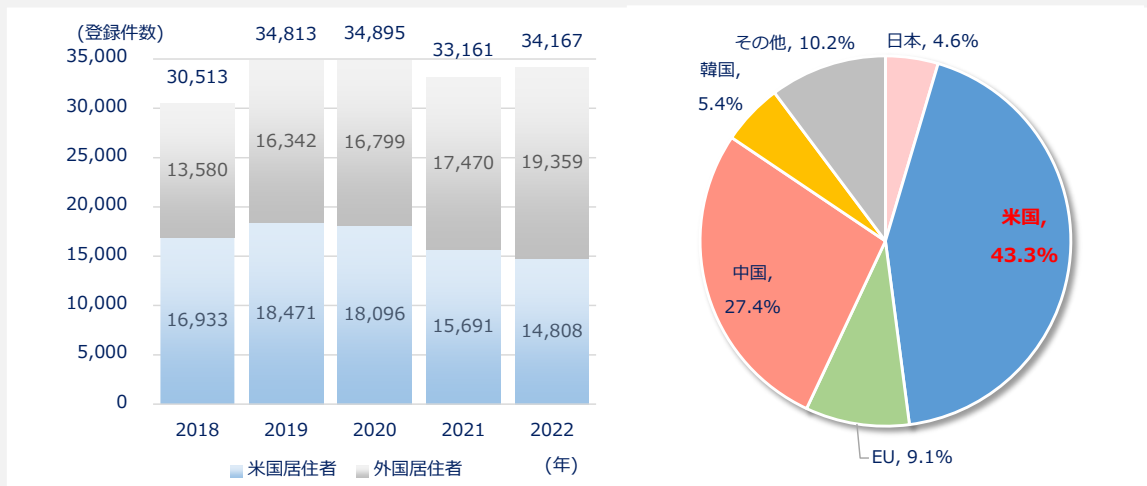
図表：USPTOへの意匠登録件数の推移(2005～2022年)



- USPTOでの米国居住者の意匠登録件数は減少したが、外国居住者の意匠登録件数が増加しており、半数以上が米国外からの出願が占め、中国、その他、EU、韓国、日本と続いている。

図表：USPTOへの意匠登録件数の推移（居住国別）

図表：USPTOへの意匠登録件数構成比（居住国別）（2022年）



- USPTOでの登録が多い分野は、クラス14（記録、通信又は情報検索の機器）、クラス12（輸送又は昇降の手段）、クラス23（液体供給機器、衛生用、暖房用、換気用及び空調用の機器、固体燃料）と続く。

5,021



クラス14
記録、通信又は情報検索の機器

2,489



クラス12
輸送又は昇降の手段

2,016



クラス23
液体供給機器、衛生用、暖房用、換気用及び空調用の機器、固体燃料

● 直近の主な制度改正やUSPTOの取組

- USPTOは、早期審査料の値上げを行う他方で、小規模・零細事業体の意匠特許登録料をさらに値下げしている。

トピックス	概要
手数料の変更	● 早期審査申請料については、Large Entityに該当する出願人からの出願の場合、それまでの900USドルから1,600USドルに値上げ（2020年10月2日より） ● 小規模・零細事業体の特許手数料の値引き率に変更。具体的には小規模事業体への割引額は60%から75%に変更、零細事業体への割引額は75%から80%（2023年3月22日より）
特許証の電子発行	● 利用者の声を踏まえて、USPTOは特許証・商標登録証を電子発行（2022年5月24日より）
意匠特許弁理士としての登録	● 2023年11月16日には、要件を満たす弁護士は特許商標庁における意匠特許手続きを遂行する意匠特許弁護士としての登録を受けることができるほか、弁護士ではないが要件を満たす米国市民は意匠特許弁理士として登録が受けられるようになることが公表された

- USPTOでは、2022年12月29日に署名された「2022年米国イノベーター解放法（the Unleashing American Innovators Act of 2022）」や「2023年連結歳出法（the Consolidated Appropriations Act）」が制定されたことにより、小規模・零細事業体の特許手数料が値引きされるようになった。意匠については、2023年3月22日に小規模・零細事業体の意匠特許出願の基本出願料の値下げを実施している。小規模事業体への減免率は60%から75%に、零細事業体の減免率は75%から80%である。

● 出願上のポイント

- 米国の意匠（意匠特許（Design Patent））制度は、特許法の一部として規定。一部の規定を除き、特許法の規定が意匠にも適用。
- 保護対象は、「製造物品のための新規で独創的かつ装飾的な意匠」（特許法第171条）であり、ここでいう「物品」概念は我が国の意匠法よりも広い。
- 出願された意匠は、新規性（Novelty）や非自明性（Non-obviousness）等の実体的要件の審査を経て登録に至る（平均FA期間は、16.4月（2021年））。
- 保護期間は登録日から15年（特許法第173条）。
- 複数の意匠の実施例（embodiment）が単一の創作概念（single design concept）の範囲内に含まれると認められる場合には、それら複数の意匠を一の出願に含めることが可能。
- 秘密意匠制度又は公開繰延制度はない。
- 画面デザインの保護対象の範囲は、表示画面の物品の種類は問われない。
- 小規模・零細事業体に対する、手数料の減免あり。
- 2015年5月13日よりハーグ協定ジュネーブ改正協定に参加。

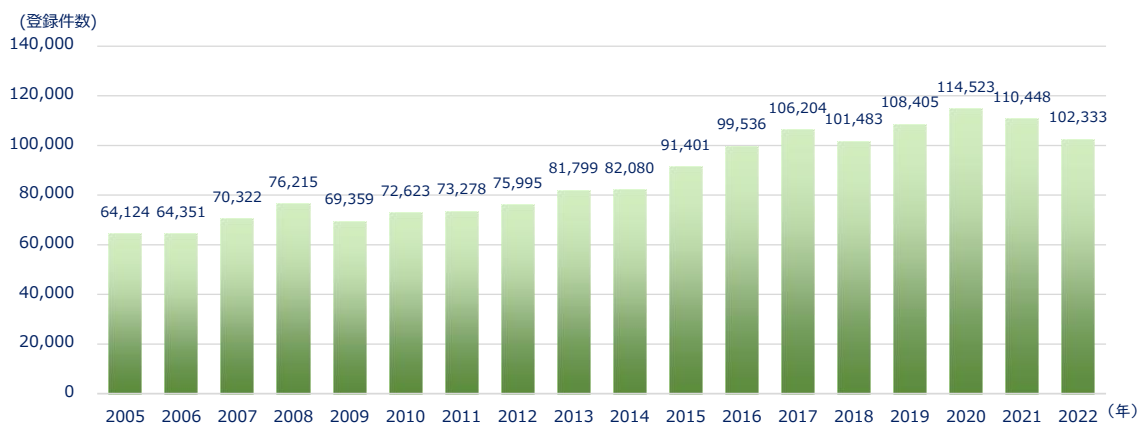
3.EU (EUIPO)

※本ページにおける意匠登録件数は、意匠公報発行年ベースで集計した件数。

● 意匠登録動向

- EUIPOにおける意匠登録件数の推移をみると、長期的には増加傾向であり、2020年は114,523件と過去最大となっている。2021年からは減少傾向にあり、2022年は102,333件となっている。なお、2021年より英国はEUを離脱している。

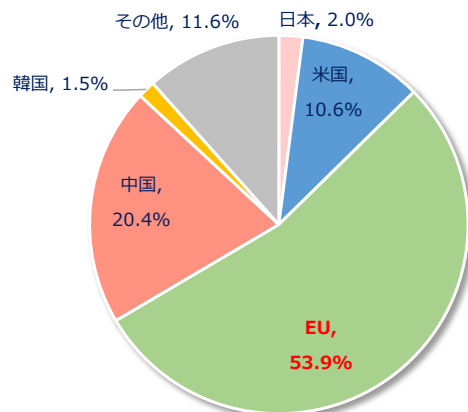
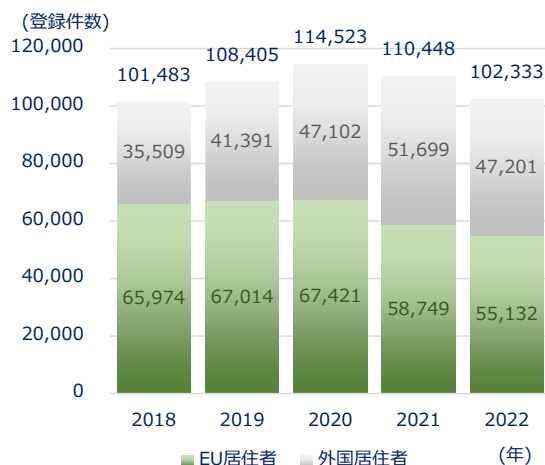
図表：EUIPOへの意匠登録件数の推移(2005～2022年)



- EUIPOでの意匠登録件数は増加傾向であるが、EU居住者の意匠登録件数は減少傾向となっており、2017年時点ではEU居住者は約2/3を占めていたが、2022年では約1/2となっている。

図表：EUIPOへの意匠登録件数の推移（居住国別）

図表：EUIPOへの意匠登録件数構成比（居住国別）（2022年）



- EUIPOでの登録が多い分野は、クラス06（室内用品）、クラス02（衣料品及び裁縫用小物）、クラス14（記録、通信又は情報検索の機器）と続く。

10,518



クラス06
室内用品



10,282



クラス02
衣料品及び裁縫用小物

9,575



クラス14
記録、通信又は情報検索の機器

● 直近の主な制度改正やEUIPOの取組

- EUIPOではガイドラインを累次改訂しているほか、意匠指令および共同体意匠規制の改正案が提出された。また、2020年1月31日に英国の離脱に伴う意匠制度の取り扱いが離脱協定に基づき規定された。

トピックス	概要
ガイドラインの改訂	● 無効手続きの出願日は登録料支払日としないこととなったほか、今後のガイドライン改訂毎の修正を避けるため、製品表示にかかる規定において口カルノ分類及び分類番号の版には言及しない等と最小限の修正（2022年3月31日～）。 ● 料金の支払いがなされないと出願審査を開始しない点を明確化、技術的機能（Technical function）の記載について、品質保証パネル委員会（SQAP）審査員によって誤記が発見されたため関連するトピックが修正、技術的機能によってのみ定まる意匠の特徴は保護から除外されることが明確化（2022年3月24日より）
意匠指令および共同体意匠規則の改正案	● 「デザイン」の定義の更新し「機能の動き、遷移、またはその他の種類のアニメーション」を含むこと、「製品」の定義を拡大し、物理的な製品では具現化されていない新しいデザインや非物理的形式で具体化される物を含むこと等が改正案として示された（2023年12月12日EU理事会は欧州議会と暫定的な政治合意、EU理事会と欧州議会でそれぞれ正式に採択した後発効する見込み）
英国のEU離脱	● 2021年1月1日より、登録共同体意匠、非登録共同体意匠、及びEUを指定して保護された意匠の国際登録の効果は、英国においては有効ではなくなった。これらの権利は、直ちにかつ自動的に英国の権利に置き換えられる（離脱協定第54、56条）。 ● 出願人は、2021年1月1日時点で係属中の登録共同体意匠出願を有する場合、2021年1月1日の後9か月以内に英国意匠を登録するために出願することができ、係属中の登録共同体意匠の先の出願日を維持できる（離脱協定第59条）。

- EUIPOには、「Ideas Powered for Business SME Fund」というEUに本拠地をおく中小企業（SMEs）による自社の知的財産保護に役立てるための補助金スキームがあり、意匠権および商標権は国／地域／EUレベルの出願は75%割引、EU域外の出願は50%割引される。

● 出願上のポイント

- EUの意匠制度は委員会規則((EC)No6/2002)を根拠。
- 保護の対象となるデザインは、「製品（product）」概念を導入しているため、「物品（article）」と異なり、有体物であることを前提としない概念である。そのため、ロゴマークやアイコン、タイプフェイスといった無体物の外観も意匠権として保護される。
- EUIPOは新規性などの要件を審査せずに登録（実体審査なし）。新規性などの要件を審査する国・地域（日本、米国、韓国（一部を除く）等）と比較し、権利が相対的に不安定になる懸念。
- 保護期間は最長25年（出願日から5年。5年毎に最大4回を限度として更新可能）。
- 新規性などの要件を審査せずに登録されるため、出願から公報発行までの期間が短い。最大30か月の公表の延期が可能。
- 「Fast-Track」制度が2008年9月より開始。一定の条件を満たす意匠登録出願については登録までの期間を大幅に短縮するというもの。本制度を利用すると、概ね2営業日程度で意匠登録。
- 最初の公表から3年以内の保護期間となる非登録型の意匠権もある。
- 2008年1月1日よりハーグ協定ジュネーブ改正協定に参加。

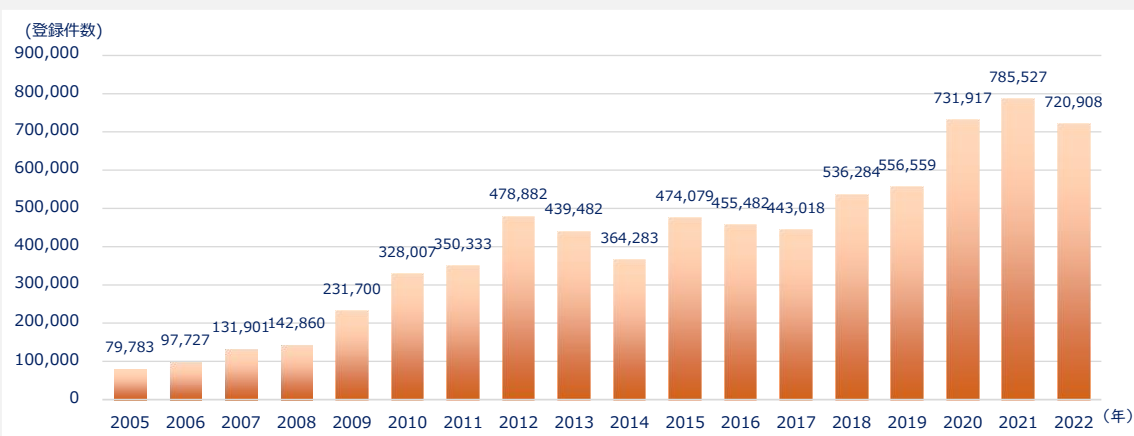
4.中国(CNIPA)

※本ページにおける意匠登録件数は、意匠公報発行年ベースで集計した件数。

● 意匠登録動向

- CNIPAにおける意匠登録件数は増減を繰り返しつつも、過去17年間で約10倍に増加し、2022年には前年より減少したが720,908件となっている。

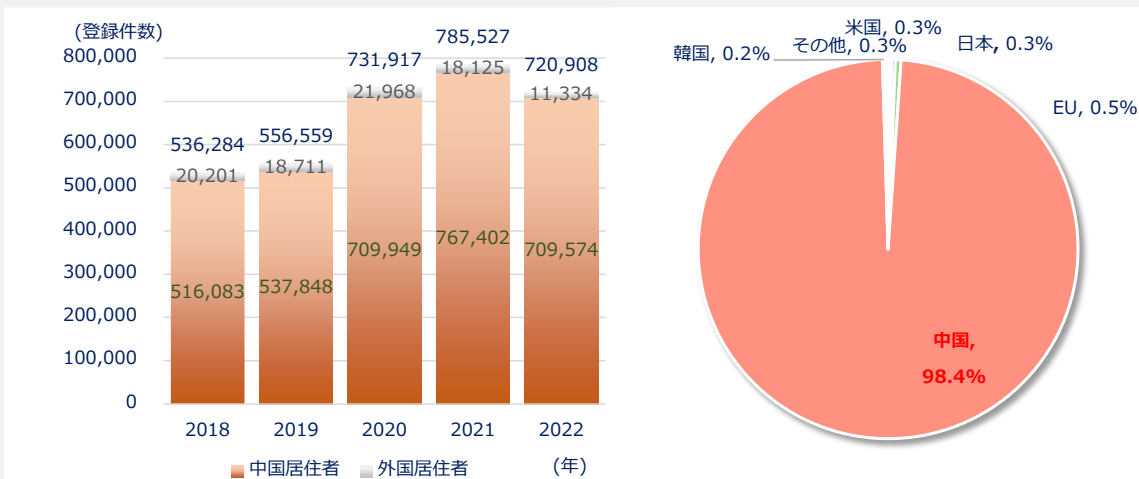
図表：CNIPAへの意匠登録件数の推移(2005～2022年)



- CNIPAでの国外からの意匠登録件数は横ばいであるが、中国居住者の意匠登録件数が増加しており、全体の98.4%を占めている。

図表：CNIPAへの意匠登録件数の推移(居住国別)

図表：CNIPAへの意匠登録件数構成比(居住国別)(2022年)



- CNIPAでの登録が多い分野は、クラス06（室内用品）、クラス14（記録、通信又は情報検索の機器）、クラス09（物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器）と続く。

81,297

クラス06
室内用品

60,549

クラス14
記録、通信又は情報検索の機器

57,474

クラス09
物品の輸送又は荷扱いのための包装容器及び容器

● 直近の主な制度改正やCNIPAの取組

- 第4回専利法改正により、2021年より施行され現行の意匠制度となる。また、2022年よりハーグ協定ジュネーブ改正協定が発行された。

トピックス	概要
改正専利法の施行に関する関連審査業務処理暫定弁法の改正	● 2023年1月5日、国家知識産権局より「改正専利法の施行に関する関連審査業務処理暫定弁法」の改正の公表。2023年1月11日より施行。 ● 専利法実施細則の改正を前提とした、部分意匠出願や国内優先権の審査が実施できないおそれがあることを考慮した改正。
ハーグ協定加入後の関連業務の処理に関する暫定弁法	● 2023年1月5日、国家知識産権局より「ハーグ協定加入後の関連業務の処理に関する暫定弁法」の改正の公表。2023年1月11日より施行。
専利法実施細則の改正及び専利法審査指南の改正	● 2023年12月、専利法実施細則及び専利法審査指南の改正案の公表。2024年1月より施行。電子によるCNIPAへの申請手続きに係る日付の確定方法が明示され、電子システムにて受領した日を提出日としてみなすことを明確化。中国国内の意匠出願についての6カ月以内の優先権主張の制度を拡充し、発明特許出願や実用新案出願を基礎とする国内優先を認める規定を追加。

- 「特許料の減額および納付に関する弁法（專利收費減繳辦法）」により、「経済的に困難な特許出願人または特許権者に対する特許料の減額は、「特許料の減額および納付に関する弁法（專利收費減繳辦法）」の関連規定に従って実施される。また、実体審査段階に入った特許出願について、最初の拒絶理由通知に対する応答期間の満了前に出願を自発的に取下げた場合（意見書を提出した者を除く）、実体審査手数料の50%が返還される場合がある。
- CNIPAの2019年6月28日付「専利費用と商標登録料の減額条件の調整に関する公告」（关于调整專利收費減繳条件和商标注册收費标准的公告（第316号）により、減額対象となる個人と企業が以前より拡大された。人については、「前年の平均月収が5,000元（年収6万元）未満の個人」、企業については、「前年の課税所得が100万元未満の企業」が対象である。

● 出願上のポイント

- 中国の意匠制度は専利法を根拠。
- 意匠権の保護期間は出願日から最長15年間。期間は第4回専利法改正により延長したが、日米欧中韓の中で米国とならび最も短く、知的財産管理の点で留意すべき点である。
- 2021年6月以降、部分意匠出願の登録が可能となり、また、意匠出願についても国内優先権を主張して、後日出願のバリエーションの意匠を登録することが可能に（出願から6カ月以内）。
- 類似する意匠を最大10まで1つの出願に含めることができる。
- 新規性喪失の例外の適用範囲が極めて限定的であることから、原則として、製品発表前の意匠登録出願となる。証明書の提出も必要。
- 出願以外の注意点として、中国居住者による登録が膨大であり、かつ、産業財産権全般に訴訟が非常に多く、中国での事業展開には知的財産権リスク、特に権利行使を受ける可能性がある。
- 秘密意匠制度や公表延期制度はないが、審査遅延制度がある。
- 2022年5月5日よりハーグ協定ジュネーブ改正協定に参加。

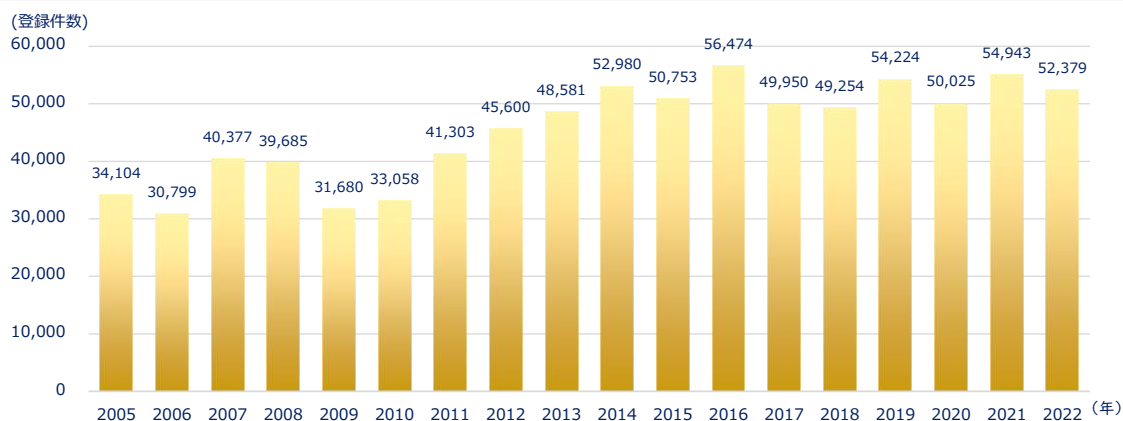
5.韓国(KIPO)

※本ページにおける意匠登録件数は、意匠公報発行年ベースで集計した件数。

● 意匠登録動向

- EUIPOにおける意匠登録件数の推移をみると、2009年で一度減少したが、その後増加傾向となり2016年が56,474件と過去最大となっている。その後減少したが、2022年は52,379件と過去最大の水準に近づいている。

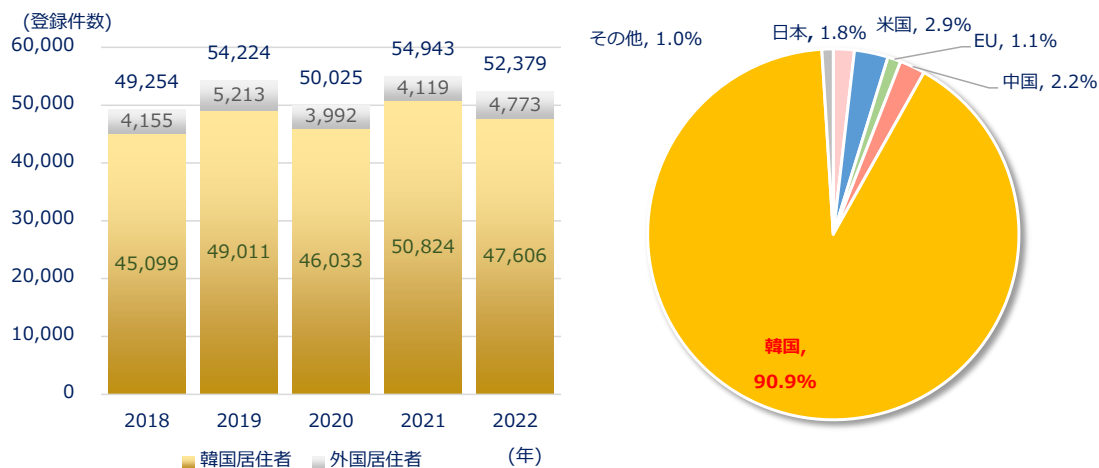
図表：KIPOへの意匠登録件数の推移(2005～2022年)



- KIPOでの国内居住者の意匠登録件数は増加傾向となっているが、外国居住者の意匠登録件数は横ばいとなっている。韓国からの出願が全体の約9割程度を占めている。米国、中国、日本、EU、その他国の順で多くなっている。

図表：KIPOへの意匠登録件数の推移(居住国別)

図表：KIPOへの意匠登録件数構成比(居住国別)(2022年)



- KIPOでの登録が多い分野は、クラス25（建築用ユニット及び建築部材）、クラス14（記録、通信又は情報検索の機器）、クラス09（物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器）と続く。

4,111



クラス25
建築用ユニット及び建築部材

3,918



クラス14
記録、通信又は情報検索の機器

3,795



クラス09
物品の輸送又は荷扱いのための
包装容器及び容器

● 直近の主な制度改正やKIPOの取組

- 2023年にデザイン保護法が改正されたほか、デザイン保護法に関する改正案が複数提出されている。

トピックス	概要
2023年デザイン保護法一部改正（関連意匠出願の期間拡大等）および施行規則の一部改正例	● 関連意匠出願について3年の拡大期間が適用されたほか、新規性喪失の例外主張の適用拡大、正当な理由により期間内に優先権主張できない場合、2か月の期間を追加付与する出願日優先権主張の要件緩和（2023年12月21日より）
2023年デザイン保護法一部改正（軽微な場合の修正）	● 審判請求の補正する事項が軽微かつ明確な場合は審判長が職権で補正できるようにする等の、現行制度の運営上現れた一部の不備が改善・補完（2023年9月14日公布、6カ月後施行）
デザイン保護法一部改正法案（グラフィックシンボル等）	● ①デザインの対象となる物品の範疇に2次元的な視覚デザインであるグラフィックシンボルを含める、②登録デザインの保護範囲は、一般の需要者に全体的に同一か類似の印象を与えるデザイン全てを含むよう、改正案が議員から提出された
デザイン保護法一部改正法案（外装・内装デザイン等）	● 建築物と内装の意匠を意匠の保護対象に含めることを提案した改正案が議員から提出された

- KIPOでは、KIPOは一定の条件を満たした対象者に対してデザイン出願料の減免を行っている。主な条件は以下の通り。
 - 個人：出願料・審査請求料・3年目までの登録料を70%減免（年間20件超の場合は出願料を30%減免）
 - 中小企業：出願料・審査請求料・3年目までの登録料を70%減免
 - 公共研究機関、TLO等、地方自治体：出願料・審査請求料・3年目までの登録料を50%減免
 - 中堅企業：出願料・審査請求料・3年目までの登録料を30%減免、4～9年目の年金を30%減免
 - 中小企業・中堅企業の中の職務発明報奨優秀企業と知的財産経営認証企業：4～9年目の年金の20%を追加減免
- 中小・中堅企業が内国人から知的財産（デザイン、特許、実用新案）を取得する場合、取得費用に対する所得税・法人税を控除している。本件の控除率は、中小企業は10%、中堅企業3%である。
- 小・中堅企業が内国人と技術取引した場合、技術移転所得に対する所得税・法人税の50%を減免し、技術貸与所得は、所得税・法人税の25%を減免している。
- スタートアップが希望する時期に必要なIPサービスを選択して支援を受けられる「スタートアップ向けIPバウチャー」制度を設置しており、国内・海外の権利化費用、特許のコンサルティング費用、技術の価値評価、技術移転（ライセンス）の仲介、営業秘密の保護に用いることができる。小型では500万ウォン（約56万円）、中型は1700万ウォン（約191万円）であり、いずれも自己負担は30%となっている。

● 出願上のポイント

- 韓国の意匠制度は「デザイン保護法」を根拠。デザイン審査基準などは日米欧中韓の中では改訂が頻繁に行われている傾向にある。
- 意匠の登録にあたっては審査官により新規性などの実体審査が行われている。一部の分野については新規性などの要件を審査せずに登録される。該当する分野は7分野（2020年9月より）。
- 保護期間は出願から最長20年。
- 部分意匠制度、関連意匠制度、秘密意匠制度などの各種制度がある。関連意匠出願可能期間は、本意匠の出願日から1年以内。
- 画像意匠の保護範囲は、物品以外の場所に投影される画像(GUI) そのものが保護対象に改正（2021年10月21日～）
- 複数意匠一括出願が可能（同一口カルノ分類のデザインを100まで）
- 2014年7月1日よりハーグ協定ジュネーブ改正協定に参加。

非 売 品
禁無断転載

令和5年度
意匠出願動向調査
ーマクロ調査ー

発 行 令和6年3月

発行者 特 許 庁
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3
電 話 03-3581-1101 (代表)

請負先 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

乱丁、落丁がございましたら、上記までご連絡下さい。